

V
海外壳薬



明治28年4月 朝鮮壳薬行商旅券章 (伊藤安重氏蔵)

本文911頁参照

五〇 明治二十八年一月 売薬行商人の中国巡察

○売薬家の支那行 当市弘明堂員水上滋次郎氏は是れまで山口県馬関地方へ売薬行商せしが本年一月仁川丸乗組員となり大連湾、金州、盛京省、荣城湾、威海衛、旅順口等を巡察し此程馬関へ無事帰着したりと

(「富山日報」明治二十八年四月二十九日)

五一 明治二十八年四月 朝鮮売薬行商旅券章

第四二八三八号

富山県上新川郡滑川町大字
高月村四百四十七番地
平民 伊藤清助長男
売薬商

伊藤 清 四 郎

二十五年六ヶ月

右ハ売薬商業ノ為メ朝鮮国釜山へ
赴クニ付通路故障ナク旅行センメ且必
要ノ保護扶助ヲ与ヘラレン事ヲ共筋ノ
諸官ニ希冀ス

明治廿八年四月十八日

日本帝国外務大臣從三位下等陸奥宗光

所持人

外務大臣
印

(伊藤家所藏)

五二 明治二十八年七月九月 廣貫堂の台湾売薬

○廣貫堂の台湾売薬 前号にも記るせし如く当市梅澤町廣貫堂にては先きに堂主村澤金廣氏支那朝鮮等の状況を視察し大に売薬擴張の計画をなせしが氏の帰着以来夫れく擴張の件に付調査する所あり今度は愈台湾に向て売薬を弘めんと云ひ此程堂主より相談役及議員を集めて協議せしに孰れも同意を表し台湾に支店を設け十余名の監督者を派出して売薬行商をなすことに内決し昨日は午前八時より堂員一同を召集して協議したるに是亦異議なく通過せしより不日開設する通常會議の一議案として発付する由に聞けり又台湾の事に就ては兼て精査せし者もあり収益の目的も十分なる由なれども何分同地方の騒乱未だ止まず万事不整頓

なる折柄なれば一時苦痛を感ずることもある可しと雖も此
 辺は予め能く覚悟し百折不撓未来に富山売薬の声価を挙げ
 個の収益地と為すの決心なりと聞けり洵に浩^かる次第とせば
 富山売薬の面目茲に一新し是れまで我が売薬業を軽侮した
 る他邦人も頗に警醒する所あらん、廣貨堂今回の一挙亦
 富山市の爲めに悦ぶ可きなり

(「富山日報」明治二十八年七月二十七日)

○台湾売薬販売派員の出発 当市梅沢町廣貨堂第一回台
 湾島売薬販売派員日南田宇八郎、井上唯太郎、吉本吉
 次、中川俊一、藤井諭三の諸氏は愈々来る二十日当地出発
 する由にて廣貨堂員は本日午後より八清楼に於て送別会を
 催ふすといふ

(同、明治二十八年九月十七日)

○廣貨堂員の出発 台湾島販売派員たる廣貨堂員日南田、
 中川、藤井、吉本、井上の五氏は昨日午前五時当地出発東
 岩瀬港へ赴き同港より汽船に乗り魚津町にて関野氏と同道
 東京へ赴きたり右に付廣貨堂員及び親戚知己等は東田地方
 村辺へまで見送りたり

(同、明治二十八年九月二十日)

○台湾へ販売の薬種 今度当市梅沢町廣貨堂より台湾島へ
 五名の売薬派員に行商せしむる薬種は左の如し

△寶丹丸△寶丹△引風特功解熱丸△反魂丹△熊胆圓△快
 通丸△經驗有功庶病専門藥△鎮虫丸△痢病はら藥△無二
 膏△健胃強壯昆爾斯△健胃奇功胃散△神通丸△即功紙△
 救衆湯△鉄飴

(同、明治二十八年九月十九日)

五三三 明治二十九年二月 台湾売薬とハワイ売薬

○台湾売薬と布哇売薬 守田の宝丹岸田の精銚水は夙に支
 那朝鮮等へ輸出されしも富山売薬は唯内地の供給に止まり
 未だ海外へ輸出せらるゝものなかりしが近来我富山売薬家
 の奮励と共に富山反魂丹に一新面目を加へ弥々海外輸出の
 端緒を開らき自今は新領地台湾及び布哇國に於ける出稼内
 国人の需用に止るが如しと雖ども何れも土人若くは外来人
 中日本売薬の安備にして利便なるに感じ追々日本売薬を需

用するの傾向ありて布哇国へは今より十年前単身赤手労働
出稼者として渡航したる本県上新川郡安養寺村安森佐助氏
は夙に起き夜に寝ね人の酒に耽けり賭博する暇に勤儉貯蓄
し竟に布哇国の都府ホノルム府ヌワノ街にて一雜貨店の主
人となり去る明治廿六年父祖墳墓の地安養寺村へ墓参の為
めに帰りし時の思ひ付きが始めにて爾來年々数千円の売薬
を仕入れ行き昨年一昨年とも三月にさへなれば主人自ら他
の仕入用と共に横浜より富山に來りて売薬を仕入れ、日下
袋町寺田青陽堂より安森氏に送れる蒼鉄丸、明治丸、春丸、
熊胆丸、五臟円、蒼龍丸、神丹、通じ丸、寶母散、妙振り
出し、如神丸、セメン円、反魂丹、感應丸、司命一角丸等
内地供給の價格に三倍計りの定価を付せしもの一回に五百
円乃至千円の者を輸出する由又た台湾へは昨年十月一日廣
貫堂員日南田宇八郎、中川信一、井上唯太郎、藤井諭三、
吉本吉治の五氏横浜抜錨同七日に着して夫れく計營し基
隆台北台南の三市に商店を開き鉄飴、脚気薬、清心丹、神
薬、解熱丸、快通丸、痢病はら薬、鎮虫丸、胃散、目薬、
千金丹、救衆湯、インキンタムシ薬、寶丹、無二膏、赤万

即功紙、其他沃土ホルム剤の膏薬を以て日々現金商ひを為
せるが何分彼我の情勢未だ充分に通ぜず病名能書等は尚内
地供給のものゝ儘なれば売買の途開けず唯腎薬、寶丹、神
薬、鉄飴、脚気薬の如きは已に土人等の需要最も迫れるも
のにて日々内地人外に売れ行くも台湾は元來生活の程度低
き故か麝香剤は最も好み居るも少しく代価の高きものは兎
角買ひ得ず脚気、梅毒、癩病、腫物、創傷は台湾各地の名
物程多き病なるも常に彼の支那流薬舖の主人にして医術を
施せる薬種屋療治にて安価に仕済まされ半療治の結果片輪
ものも少からざれば同島の追々開化の域に入ると同時に土
人衛生を重ずることゝなるべければ売薬業は将来最も望み
あるものゝ一なりと云ふ

一富山日報 明治二十九年二月九日

五十四 明治二十九年七月 台湾行売薬

○売薬 将来大に望みを属すべきは此營業とす台湾素と医
に乏しく偶々先生と称する者あるも我旧幕時代に門前雀籠

を張りし片田舎の庸医にも劣れり偶ま我軍隊の通過駐屯する処る軍夫職工等携帯の寶丹キニーネ丸其他有合せの売薬を与へて手当を施すに彼等は老若男女を問はず先生々々（医者之意）と称して薬を乞ふの有様あはれにも又五月蠅ほどなりしが既に其当時にて彼等は日本に良薬あるを知り日本の売薬を厚く信用せり富山の廣貫堂は昨年十月以來富山固有の行商方法により先づ取敢ず取次所を新竹付近の地まで拡めたるに頗る好結果を見たり只茲に注意を促すべきは上包の体裁にして彼れ素より福、寿、謹等の文字を非常に愛し且つ金箔を好むが故に金文字に印刷するは尤も妙ならん又た効能用法等も漢文になし且つ彼等は我国に比し生活の度低きが為め個少なるを欲するより五錢の物なれば尚之を分けて一個二錢或は三錢位の小包となす方よろし日下台湾土人に売行よきは寶丹、清涼丸、千金丹、解熱薬、精銚水、膏藥にして日本人向は寶丹、解熱薬各種梅毒の薬なり

（「富山日報」明治二十九年七月十五日）

五五 明治二十四年七月 ハワイの売薬事情

○布哇だより

ホノルム府に於いて ye 生

拜啓 貴社益々御繁榮の段大慶の至りに奉存候陳れば六月十一日発行貴紙雜報中売薬青年会九日の例会に於いて我が売薬拡張策として海外状況視察員を派遣する事に論及致し候趣き記載有之拝読仕候我が親愛なる青年売薬者諸氏が（時期の遅れたるは兎に角）斯くまで奮起致さんとするを見て斯業の為め將た富山市の為め一大祝せざるを得ざる儀に御座候

而して帝國の大植民地として尤も多数の居留民を有する当布哇に於ける売薬の現況は如何なるかを秃筆ながら些か諸君に御紹介申上度候定めし諸君には御承知にも候はんが現時布哇の在留本邦人は五万余人の多きに達しその多くは労働者のみ、此の労働者が斯く数千海里を隔つる異域に在つて病む事あらんか其の時は唯だ医師と売薬との兩者あるのみ、然るに僅少なる勞錢を得て營々たる労働者は如何に

せんか医師の家に至れば岩回の診察料として金貳弗外に一日分の薬は少くも五拾仙以上を要する次第にて一度医師の家に至れば直に日本通貨五円以上を消費せざるを得ざる様の訳合なれば成るべく医師の家に行くを避けんとするは人情の免れざる処、此時に當つて只だ便りとすべき者は売薬の一あるのみなれば売薬は実に有望なる業と考へられ候、然るに此の有望なる売薬業が今日まで何県の人に依つて営まれ居る哉と云ふに殆んど山口県人の専有業となれる有様に御座候

諸君宮山市は如何なる地なるか帝国中至る処、山間僻地の小児に至るまで富山の名を識るは、富山の売薬に依つて然る次第にて、売薬の富山か富山の売薬か殆んどこれを混淆する如き有様なるは人も知り、自らも許し居る所なり、然るに今日の富山売薬は何たる有様なるか近者青年輩に依つて拡張云々は唱道されつゝあるも其の実効は未だ見る能はず、只祖先伝来の旧得意を固守して県人同志の競争を専とし五銭や拾銭の利益に同志打を為し居るのみにて時に或は台湾に廣貫堂の拡張ありと雖もこれ台湾は内地を去る僅に

二昼夜程にて且つ今は我が版図内にあり海外売業者として其の名を知るは唯だ朝鮮に於ける土田氏一人のみ、而かも朝鮮と布哇とは国土に於いて、居留人民に於いて、其の富に於いて、諸君の熟考に預り度処に有之候今にして式百有余年前の八重崎屋源六あらしめは布哇に於ける日本人間否土人間にも富山の富山たる売薬の名を輝し居る事は疑ひを容れざる処と存候昨年迄は当府に上新川郡人にて売薬店を出したるものありしも他の商業の爲め失敗して既に閉店せり顧みれば実に情なきことにて嗚呼一人の八重崎屋あらざるかとの嘆声を発し申候小生が斯く云へば吾が友人諸氏は一笑に付し且つ改めん、小生はこれを知れり小生は素より在郷中売薬を以て本業とせりされば一昨年諸君と袂を別かつに当り我が本業として富山市人の義務として必ず其の業を試みると決心せり然れども小生素と無資本にして単身入哇せしもの俄かにこれを営むを得ずなほ兩三年間は労働に服し多少の資本を得て曩の誓言は必ず断行せんことを期し居候今我富山市の青年諸氏が拡張策として海外視察員派遣云々の決議ありしを聞く若し当布哇国に志すあらば小生及

はずながら応分の便宜を与へん且つ斯業を営む方法に就いては大に日本内地と其の趣を異にする点少なからず候に付御照会だにあらば小生も今日まで調査したる結果は惜しまず御報道可申上候青年諸君健在能く拡張を策せられんことを祈る勿々

若し御照会の節はホノルム府武田商店内郵便函九八六富山県人として小生宛に

(「富山日報」明治三十四年七月二十四日)

五六 明治三十五年三月 ハワイの売薬店

○富山売薬店を布哇に開かんとす 富山売薬を海外に輸出せんとするの議は之まで富山売薬同業組合及び売薬青年会等において屢々唱導されありしも抄々敷その実行者を見る能はざるは土地不案内手続きの困難並に資金の支障等に因りしならんか。今度売薬青年会員たる当市東田町の大崎梅次郎氏はその実兄常次郎氏が両三年前より布哇に在りて土地の実況等に通じ居るところより之と共同して彼の他に富

山の特産たる売薬の店舗を開いて大に富山売薬の新販路を得んと決心し製薬等の準備をなしつゝある由にて既報の如く施行免状下付方をその筋へ願出たるが多分來る四月中旬に渡布する計画なりと聞く洵に斯業前途のため喜ぶべきことにしわれ等はこの種の計画が続々実行されんことを望んで止まざるものである

(「富山日報」明治三十五年三月十二日)

五七 明治三十七年四月 日露戦争と富山売薬

在京城明洞羽多野松太郎方高砂安之助氏より本社に左の一書を寄せ來れり当業者等の参考となるべき節もあればこれを掲ぐ

余は日露戦争を機とし、我が征露軍に従ひて売薬行商せんと欲し去る二十一日門司出発、四日午後仁川港へ着、上陸後市内の行商を開始致し二日間滞在、後六日京城に入り、引続き行商致し傍ら商況祝察致居候が、先つ売薬の販路および販売する方法等、聊か愚考を左に記載致候、

尤も当初の目的は軍隊に有之候得共、当地の商況は軍隊に従はざるも相当の収入有之候間、生等行商部（小生と三人連れなり）暫時当地に滞在の上時期を見て出發致す心得に有之候、我が富山売薬は当地日本人民一般に信用して服用することは、誠に喜ばしきことに有之、然れども居留民は人情浮薄にして内地人と比するを得ず、薬品定価は千金丹拾錢（廿錠入）廿錢（四拾錠入）如神丸（は三粒入）拾錢、何れも無印紙にて宜敷現売行商にて平均（着後五日間）一口一人に付一円五拾錢より貳円五拾錢位の売上にして、内地人の大工人夫守備軍隊等に販売する者のみ、然るに韓人は非常に薬を買ふよしなれども、如何せん言語不通、残念ながら販売するを得ず、通弁を引連れ販売すれば宜敷候へ共、目下韓語を解する者是不残徴発せられ、残りし向は一日貳円以上を宿料以外に支払はざるを得ず、此に於て何品によらず朝鮮に向つて発売を試みると欲する人は、必ず先づ韓語を習得し、韓人を顧客となして商業すれば、何商人に限らず必らず利益有之候、韓人は其日得れば其日費消する習慣にして、

言語相通じ物珍らしき物品は、何によらず買入ると云ふ有様にて至る処ブラ／＼と遊び歩るき、或は立食をなし、或は立見をして錢が盡くれば亦働らきて之を得ると云ふ有様なれば、露店の前は韓人の山を築き、通行も出来ざる程に有之候、余□前行商地熊本県の如き、毎年県会の決議を以て、韓語学生を派遣し、今や当地に於て熊本人は第一位を占め、或は漢城新報を起し、屈指の商家は大概熊本人に有之候願はくは売薬業者諸君、薬学校に韓語科を加へ商業會議所の決議を以て、或は留学生に或は視察員を派出して、大いに富山売薬の販路を拡張せられん事を望む、実に売薬事業は前途有望なり、薬学校卒業生諸君、売薬家諸君、奮うて起てよ、言語さへ分明なれば、或は農業に或は漁業に、現時韓人の智力は日本帝国の豊太閤時代の能力なり、言語さへ通ずれば、何事も成功するなり、渡韓の人には出来得る文けの便宜を与へん

二白、韓貨の一円八拾六錢は日貨の一円に相当致候へ共小取引は一錢に対する二錢に有之候通常大工は一日日貨

一円七八拾銭、床屋は一人四拾銭、裁縫賃は拾一枚四拾五銭、羽織は五拾銭六拾銭、貸夜具は一日一枚に付拾銭、宿料は一円八拾銭以上、下宿は七拾銭以上、酒煙草は安値にて内地と大差なし、湯賃は一人五銭、石工、鍛冶屋は随分仕事有之模様、御座候、韓人の家に宿泊すれば日賃の廿五銭(二飯)位に有之候由

(「富山日報」明治三十七年四月二十七日)

五六 明治二十七年四月 韓国売薬視察

当市総出輸金木彌三次氏は今回韓国全羅道寧陽、楡川地方売薬業兼視察の爲め渡韓するに付き富山県貿易協会へ添書下付方を出願したるに付き李家同会長より昨日同会釜山領事へ向けたる添書を下付したり

(「富山日報」明治三十七年四月二十七日)

五九 明治二十八年九月 輸出売薬方数と価格

八月中富山税務署の承認を経て海外へ輸出したる売薬の輸出先方数及び其価格は左の如し

大連 三方 百八十円五十銭△
 營口 三方 九百二十五円△
 清国 十八方 二千三百六十四円七十銭△
 南洋 一方 二百円△
 布哇 四方 八百五十九円△
 樺太 二方 六百円△
 計 三十一方 五千二百二十九円二十銭

(「富山日報」明治三十八年九月五日)

五〇 明治四十年十月 県輸出売薬同業組合発起

○輸出売薬の發展 富山商業会議所内なる海外輸出売薬組合にては客月十二日の組合員総会に於て決定せし如く海外向輸出売薬の改善發達を期する為め県内同業者共同一致して明治三十三年三月法律第三十五号重要物産同業組合法に因り本県輸出売薬同業組合を設立し其認可を申請する為発起人を定めんとて明九日午後一時より同創立事務所に於て同委員会に兼ね役員会を開くといふ

(「富山日報」明治四十年十月八日)

三七 明治四十〜四十一年 国別輸出货量と価格

今最近二ヶ年間に於ケル主ナル輸出先ニヨリ區別スル時ハ

輸出先	明治四十年		明治四十一年	
	個数	価格	個数	価格
韓国	一四七、七六一	八三三、四〇〇 ^円	二〇三、九六六	一六、二五五 ^円
清国	二、〇五五、二五五	二七、七七一、六六六	一、四七四、八六六	九〇、三三三、五〇〇
布哇	三、八三三	二、八八二、五五五	二、〇三三	一、七七七、五五五
新嘉坡	六、五五五	六、六六六、〇〇〇	二、九三三	一、五四二、七五五
米岡	五、三三三	五、五五五、九三三	二、九六六	九、八五五、〇〇〇
英領印度	三、九六六	二、九六六、〇〇〇	一、〇三三	四、四三三、〇〇〇
爪哇	一、三三三	一、三三三、〇〇〇	—	—
露国	一、一〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	—	—

右ノ如ク四十一年ニ於ケル清国減少ハ全ク銀価下落並ニ農産物不作ノ影響ニ依ルモノト信ス

而シテ販売ノ方法ハ首トシテ店舗ヲ開キ若シクハ現金勘定ヲ以テシテ韓国ノミハ近年ニ至リ配置完業即チ信用的取引ヲナスニ至レリ

又仕出港ハ主トシテ大阪ニ於テハ清韓横浜ハ布哇米国神戸ハ清韓布哇南洋方面ヲ輸出ス

要之清国並ニ韓国等ニ於テ完業ノ斯クノ如ク發展スルハ共ニ医士ノ欠乏及ビ生活程度ノ低キトニ依ルモノナリト即チ医士ニ関シテハ養成所ノ如キモノモ極メテ少ナク従ツテ何等試験又ハ免許等ノコトナク書ヲ読ムモノガ片手業ニ数冊ノ医書ヲ読ミ知人間ニ施術シテ効果ヲ納メ或ハ薬店ノ番頭ガ数年間ノ実験ニヨリ多少常規ヲ知レハ即チ己ニ医士タルヲ得ルナリ去レハ其ノ技量本邦完業者ト選ブ所ナシ否我完業者ニ及バザル事遙ニ遠キモノナリ茲ニ於テカ一度完業ノ効驗彼等ニ熟知セラレ彼等斯ク完業ヲ服用スル所以ナリ殊ニ彼等ノ生活ノ程度甚ダ低キヲ以テ邦人ノ医士ニ悉ク治療ヲ依頼スル事ハ到底彼等ノ為ス能ハザルトコロナリ即チ現時完業ノ賞讃サレ之レカ需要益多大ナラントスルモノ又此ノ他ニヨリテ来ル所ナシ而シテ将来彼等カ教育ヲ受ケ漸次衛生ノ何タルカヲ解スルニ至リテハ完業ノ需要層一層ノ増加ヲ見コト敢テ過言ニ非ラザルベシ

今左ニ少シク支那完業ノ事情ヲ記サン疾病ヲ得タルモノハ

医又ハ売薬ニヨリテ之ヲ癒サントスルハ勿論ナレトモ支那人ハ西洋薬ニ対シテ如何ナル感ヲ懷ケルカ如何ニシテ之ヲ用フルカハ聊カ注意スベキコトナリ支那人ハ自國ノ医師ヲ請シ薬劑ヲ購フニモ中ニ猜疑心深ク躊躇數番ノ後ニ非ザレバ決セス最モ西洋薬ニ馴レタルハ広東人ニシテ他省人ハ妄ニ服用スルコトナシ医不三世不服其藥トハ彼等ノ性情ノ半面ヲ顯セルモノナリ彼等ニハ洋薬劇烈ニ過キスヤトノ念ヲ抱キ多少時世ニ通セル進取的ノ人ト雖モ尚西洋医薬外科ニ於テ優レリト雖内科殊ニ小兒科ハ漢法ヲ以テ優レリト思惟セリサレバ現下洋薬ノ需要者ハ支那人中泰西文明ヲ呼吸セルモノノサナクバ貧賤ナル下等人民ニシテ中上等社会ノ人ハ病患危殆ニ陥リ百方策ツキタルトキニ非ザレバ用ユルコト稀ナリト云フ今長江一帶ノ地域ニ行ハルニ主ナル病名ヲアクレハ

マラリヤ チブマラリヤ 混合熱 バリヲラ
 インフルニンザ 黄痘 喉頭燄衝 ヘーフヒーウア
 下痢 赤痢 レクタムス 腹潰瘡
 神経痛 中暑 眼病 肺勞

支那人ノ衛生思想ナキハ自分ノ居辺ヲ不潔ニスルノミナラス其ノ市街等ノ設備モ不完全ニシテ飲食料水ノ不良市街ノ下水道ヨリ発散スル泥濘氣等ノ為メ熱性患者殊ニ夥シク初メテ渡清ノモノ時トシテハ一年數回ノ襲撃ヲ蒙ルコトアリ其ノ他リニユーマチス局部凸腫神經通徽毒等ノ病多シ而シテ又支那人ハ頗ル迷信強ク其日々ノ運命ノ如キモ総テ運卦ニ依ツテ判断シテ少シモコレヲ疑ハズ屋号ナドモ凡テ縁起ノヨキモノヲ使フ故売薬家が商票等ニモ大注意セザル可カラス我國ヨリ輸出スル人造麝香ノ中ニテモ仁壽堂ハ其ノ文字ノ目出度ヲ以テ非常ニ喜ベリ又支那婦人ハ主人留守中ニハ決シテ他ノ男ニ商セザル習慣アリ若シ此時ニ於テ他ノ男子ノ面会ヲ求ムル者アレバ當ニ面会ヲ拒絶スルノミナラス尙章狼狽シテ逃走スルト云フ故ニ売薬家ハ常ニ此等ノ点ニ意スベキナリ而シテ又同シク清國中ニテモ上海ニテハ日本人嫌疑スル傾向アリコレニ反シ北清地方ハ例ノ義和團事件等日本人ニ恩沢ヲ蒙ルルコト大ナルヲ以テ大ニ日本人ヲ歡迎スルガ故ニ売薬ノ店ヲ出スニモ天津地方ハ最モ適當ナラント信ス

五三 明治四十二年四月 カナダの売薬印紙貼用規則

加奈陀に於ける売薬印紙貼用規則

加奈陀領売薬に関する条例の規定を本年四月一日より実施することとなり該売薬条例施行の際所持する売薬販売方に
関する規則左の如し

一 売薬条例実施の際製造者若くは販売人の所持する売薬
は一切内国税務省に於て作成せられたる特別印紙を貼用
すへきこと

二 同上印紙は本年三月一日より四月十五日まで何時にて
も申請をなし右製造者若くは販売人の営業する他方に在
る内国税務官より受領すへきこと

三 同上印紙は前記税務省に於て配付すへき書式に依り売
下の申請をなし之か給付を受くへきものとし該申請書は
商社若くは箇人の所持する売薬の名称種類及其個数を詳

記したる正式の書面たることを要すへきこと

同上印紙に対する料金は百枚に付二仙とし該印紙は薬品
の容器又は包紙等を封裝し得へき様貼用すること若し封
裝し難きときは容器又は包紙にして印紙を損傷するにあ
らざれば開封し難き様貼用すへきこと

四 コカイン又は混成品を含有する売薬には茲に規定する
印紙を貼用するを得ず此種の売薬は本年四月一日より製
造輸入及販売とも売薬条例第七条に依り一切禁止すへき
こと

〔富山商業會議所報告〕明治四十二年五月七日

五三 明治四十二年七月八月 中国の日本売薬

○營口に於ける日本売薬

在牛莊帝國領事より外務省へ宛てたる報告に依れば

(一) 取扱店

營口に於ける日本薬品は当初上海若くは天津より仕入れ来
り支那薬舗の兼売に属せしが日露戦役後本邦商人の營口に

V 海外売薬

住する者漸く多く従つて日本売薬も勢ひ支那商人の手より本邦薬店の取扱に移り支那薬舗は多くは皆口日本薬店より仕入るゝに至れり今其日本薬店及び日本薬品を兼売する支那薬舗の重なるものを挙ぐれば左の如し

一 日本商店

東瀛大薬房

回天堂薬房

長壽堂薬房

回春堂薬房

廣濟堂薬房

福薬堂薬房

二 支那薬舗

永春堂

徳元堂

咸春堂

保生堂

同春堂

寶和堂

會春堂

大生堂

天益堂

寶春堂

文勝堂

保壽堂

廣芝館

西益盛

天和義

義和利

義昶棧

天義棧

執中堂

人和堂

積善堂

尚ほ此等日本薬舗よりは往々付近各地へ売薬行商を出すことあり

(一) 売行の状況

營口地方に於て売行佳良なる薬品の重なるものを列挙すれば

日本売薬にては

- 一 仁丹
 - 二 清快丸
 - 三 寶丹
 - 四 大學目薬
 - 五 毒掃丸
 - 六 次亜燐
- 等なりとす

(中略)

(四) 清国人向き売薬に関する觀察及意見

先づ日本人の売薬を服用する意向を察すれば大要下の諸条に因るべし

- 一 医を聘する程にあらざる軽症
- 二 疾病の初期尚ほ重態に至らざるとき
- 三 旅行用
- 四 医師に乏しき地方

五 救急処置

六 無病者の予防的服用

七 貧困者

八 治病的観念

即ち我邦人は此の如き広範圍に向て売薬を服用するを以て現今の如き効能薄弱の売薬も尚ほ相応に売行あり

(「富山商業會議所報告」明治四十二年七月十五日・八月十五日)

五五 明治四十四年十二月 東南アジア向け輸出売

薬、化粧品改良注意書

輸出売薬化粧品改良注意書

第一項 原料は精選し有効確實なる事効能書と相違せざる様製出するを要す

第二項 効能書は可及的親切明瞭を旨として一薬万能主義を廢し日本文の外支那文、馬來文、暹羅文及和蘭綴馬來文、英文を記載するを要す

新嘉坡を始め馬來半島、スマトラ、ジャバ、ボルネ

オ、セレベス其他蘭領東印度諸島は一般に馬來語、暹羅は暹羅語を以て通用語と為し居り歐羅巴人、支那人と雖も皆馬來語を用ひ居り英語は少数上流人和蘭語も亦少数上流社会に通ずるのみ故に多数土人及支那人の通用語を記載する必要あり

第二項 容器の改善罽詰物は最上等の木栓を用ひ揮発を防ぎ又空気の流通を止め葉瓶中に木栓層の入れざることに努め尚ほ木栓が瓶中の薬水を吸収せざる様注意を要す仕入物は之亦空気の流通を固く防ぐべき熱帯地にては破裂せざる様注意を要す紙袋又は紙箱入の丸散膏錠丹薬は百度以上の酷熱と雨期六ヶ月間を湿氣に堪へ得る性質のものなれば差支なきも若し堪へ得ざるものならば桐箱入の密封か缶入罽を可とす

要するに薬材の黴、変敗を未発に防ぎ効能を永く保維する設備を要するなり

第四項 荷造りは（定価十銭物五十個入、五銭物百個入）小箱入とし卸店より小売店に分配するの便利に供し商品汚損を防ぐ可く製出するを要す大荷物は完全なる輸出箱

の裏面、罽力板を用ひて密封し水浸を防ぐことを要す

第五項 輸出地に適當の製造を為すは輸出業者の注意すべき一大要点なり口下之を大別して三種とす

第一 亞米利加向 即ち合衆國及布哇比律賓群島行の米國藥品法を遵奉して指定藥品の分量を表記するを要す

第二 北清及滿州朝鮮向 内地販売品と同品にて差支なしと雖も効能書に支那文、朝鮮文加入を要す

第三 南清及南洋向 南清南洋は湿氣強くして熱帯地若くは熱帯付近故に第二項第三項に陳べたる改良を必要とし配剤乾燥容器等に至るまで内地製と異ならざるべからざるなり

第六項 化粧品及完薬類似品薬品等の輸出品も亦使用法の説明を要するものには前記各國語記入の必要あり製造方荷造等も第一項より第五項迄を応用するの必要を認む

第七項 広告用看板札張辻張其他各種の拡張材料にも可及的輸出先に必要な通用語を記載するときはその効力一層大なることを確信す

（「富山日報」明治四十四年十二月五日）

三五 明治四十年代 輸出売薬従事者

現に輸出売薬に従事する重なる人々左の如し、

長谷川伊三郎、羽根平三郎、富山薬剂株式会社、豊田安之助、富山薬業株式会社、大崎政太郎、奥野定次郎、萩原甚次郎、重松佐平、高桑直助、寶井勘四郎、田知本忠重、田中久義、田知本伊平、土田眞雄、中田清兵衛、中川久正、内外薬品株式会社、長棟六郎、村澤金廣、桑田銀次郎、松本イト、合名会社丸一大薬房、藤井諭三、寺田久蔵、阿部初太郎、浅野正之助、佐久間文明、佐藤菊次郎、島喜平、島田治三郎、島康親、日南田守八郎、隅田岩次郎、利波由太郎、村田安兵衛、下間衛、打井金太郎、石橋治郎、城石松次郎、河部平五郎、青木久平、横江清次郎、佐伯權三郎、金盛兵蔵、若林良之助、金岡又左衛門

(「富山売薬紀要」)

三六 大正二年一月 朝鮮総督府の売薬移入販売許可証

可証

第八六号

売薬業者許可証

本籍 富山県射水郡堀岡村大字新明神村

百十八番地

居住所 京城府龍山漢江道三丁目百二番戸

営業所 同

笹林 鶴次郎

明治二十一年八月廿一日生

左記売薬ノ移入販売ヲ許可ス

朝鮮総督府警務総監部 印

方名	製造地地名及製造者氏名	売薬業許可年月日	摘要
熊膽圓	富山県射水郡小杉町三三七二 青江兵作	大正二年 一月十六日	
白膏薬			
アイス蘭方散			

V 海外売薬

實母散	〃	〃	〃
中将正産湯	〃	〃	〃
セメンエン	〃	〃	〃
忠魂丹	〃	〃	〃

(内藤記念くすり博物館蔵)

五七 大正二年十月 朝鮮龍山向けの移出売薬明細

(マ)
輸出売薬明細表

方名	個数	仕入価額	発売価額
忠魂丹	一、九〇〇	三九、八〇〇	一九、〇〇〇
解熱特效 ヘブリン円	一、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
如神丸はら薬	二、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
熊膽圓	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
安神散 目くすり	一、〇〇〇	六、〇〇〇	三〇、〇〇〇
消焮点眼水	三〇〇	三、〇〇〇	一五、〇〇〇
即効こころよく通 下剤じ丸	三〇〇	三、〇〇〇	一五、〇〇〇

牛黄五龍円 一、〇〇〇 一〇、〇〇〇 五〇、〇〇〇

アイス蘭方散 三〇〇 三、〇〇〇 一五、〇〇〇

起死回生寶丹 二〇〇 四、〇〇〇 二〇、〇〇〇

無二膏 二、〇〇〇 八、〇〇〇 四〇、〇〇〇

合計 一三、〇〇〇 二六、八〇〇 一三六、〇〇〇

売子 竹内松太郎

右ノ通りニ御座候也

富山県射水郡小杉町大字小杉三ヶ町三千六百七十番地

大正貳年十月 日 売薬営業人 青江兵作

下関税関署御中

(内藤記念くすり博物館蔵)

五七八 大正二年十月 朝鮮総督府の売薬業者許可証

第一二七号

売薬業者許可証

本籍 富山県射水郡堀岡村大字新明神村

拾八番地

居所 京城府龍山漢江通三丁目百二番戸
 營業所 同

竹内松太郎

明治六年五月九日生

左記売薬ノ移入販売ヲ許可ス

朝鮮総督府警務総監部 函

方名	薬品分量及製造方法	効能	用法及服量	定価
タン子ーサン	0.1500	下痢、あかはら瀉痢、腹痛ニ用テ功アリ	大人ハ一日一包十五才以下七才迄二分ノ一七才以下四才迄三分ノ一四才以下貳才迄六分ノ一才以下十分ノ一ヲ各々参回ニ白湯ニテ用	五銭
唐木香	0.1000			
阿仙薬	0.1000			
乳香	0.0500			
椶椰子	0.0500			
没薬	0.1000			
黄柏	0.0500			
黄連	0.1000			
元納草	0.0500			
五倍子	0.1500			
水干弁柄	0.1000			
以上十粒参粒中粒四粒小粒五粒極小粒拾粒ノ四種ニ丸ジ或ハ四錠ノ錠劑トナス				

奇應丸	廣東人參 0.2000 沈香 0.0500 熊膽 0.0050 麝香 0.0050 牛黃 0.0050 以上五味調合シ糊ニテ五粒ニ丸ジ金箔ヲ以テ衣トシ、包トナス	感冒、腹痛、吐瀉、氣付、問歇熱、右ノ外食傷ニ起因スル病によし	大人ハ一日一回包小児ハ十五才以下七才迄大人ノ半量七才以下四才迄ハ大人ノ参分ノ一四才以下貳才迄六分ノ一貳才以下ハ十分ノ一ヲ各白湯ニテ用ニベシ	五銭
-----	---	--------------------------------	---	----

(内藤記念くすり博物館蔵)

三七九 大正三年四月 朝鮮向け売薬移出承認書

売薬移出承認書

方名	個数	単価	方名	個数	単価
順血湯(振出) 順血の薬	1,000	0.00厘	忠魂丹	1,000	1.00厘
風下熱丸	1,000	0.00厘	熊胆円	1,000	0.50厘
奇應丸	100	0.00厘	如神丸 是ら薬	100	1.00厘

一 売薬営業者住所氏名

富山県射水郡小杉町大字三ヶ三二七二番地

青江 兵作

一 仲継者住所氏名

大阪市西区川口波止場 備 亀 回 漕 店

一 移出先 朝鮮釜山港本町老丁目 中 島 利 作

一 包装及封緘個数 包装式個封印

一 運搬線路 北陸線小杉停車場ヨリ汽車便ニ依リ移出者

ノ搬送

右 承 認 ス

大正三年四月二十一日

高岡税務署収税官吏

税務署 属 伊 藤 徳 三 郎 印

一 大正三年四月廿一日發送

(内藤記念くすり博物館蔵)

意見書

今春來支那に於ける日貨排斥の勢力は益々熾烈を加へ殊に日支問題の解決後非買同盟の運動は愈々猛烈を極め今や到る処煽動に次ぐに強迫を以てし爲めに我國の蒙る損害は測るべからざるものあり若し此の形勢を看過するときは我が同胞が多年の努力を以て建築したる地盤は一朝にして忽ち根底より破壊せられ遂に進退に谷る窮境に陥るや明かなり就中我富山地方の特産物中前途有望なる輸出売薬の如きは多大の打撃を受けその売薬業者にして支那に在るものは營業を抛ちて店舗を閉し内地にあるものは製薬を廢して輸出を止むる惨状実に同情に余りあり皆に売薬業者のみならず之れに従事する所の職工、若人は容器供給する所の金物業者、印刷業者も亦甚しき影響を蒙り殆んど拱手して其の終熄を持つが如き状態又傍觀に忍びざるなり而して我が当局に於ては夙に支那の實状に対して最善の方法を究められつゝあるべしと雖も在支同胞の報告、売薬業者の陳情を聴くに及びては産業の發展上、貿易の伸張上前途洵に寒心に堪えざるものあり切に望むらくは速かに日貨排斥非買同盟の

五〇 大正四年七月 日貨排斥に関する意見書

気焔を鎮圧するに最も機宜の措置を講じ以て深甚なる我国の損害と同胞の痛苦を救済せられんことを茲に謹みて意見を開申す。

(「富山県売薬同業組合沿革史」)

三六一 大正五年八月 中国の売薬課税問題

○売薬課税問題

富山市の売薬家にして売薬を支那に輸出せるもの高桑直助、藤井諭三、隅田岩次郎の三氏を始めとし外に十数名あり漸次に販路を拡張して其の前途之大に有望となりつゝある際曩には藤井氏の売薬が漢口に於て釐金税を課せられしに次で去月隅田氏の売薬も亦福州に於て釐金税を課せられし由なるが釐金税とは如何なるものなりや其の報告の簡單なる為め詳細に判知せざれども察するに支那の領土に貨物を陸揚するに際し関税を徴取するの外更に其の貨物が内地の一県を經由する毎に関税の如く徴取するものにあらざるか而して此の制度は新たに実施したるものにあらずして従来よ

り存在したるものなるも支那の官憲が多少の手心を用ひ居りし為めにや売薬に対する課税を聞かざりしに今回之れを聞きて始めて課税せしを知るべく且つ隅田氏の支店より本店に宛たる報告に売薬原価に対する会議所及び組合の証明書を送付ありたしとあるに徴すれば其の原価に依りて課税を免かるゝ途なきにもあらざるが如し兎に角釐金税に関して未だ詳細を知るの報告なきを以て売薬家に於ては之れに對して善後策を講ずる場合に至らずと雖も過日藤井氏等が県庁に出頭し知事に面談したる際其の真相を知るべく調査を請ひ知事は之れを諾して外務農商務両省に照会したるを以て遠からず回答あるべく之れに依りて支那政府若くは各県政府が本邦の売薬に對して重税を徴する事実を知るを得ば我が政府より之れを撤廃せしむべく支那政府に抗議するやう大に活動する決心なりと云ふが売薬同業組合及び商業會議所は常に隅田氏のみならず延て富山市の特産たる売薬業の利害に関する問題なるを以て隅田氏の要請に應じ直ちに原価に對する証明を手へたりと云ふ

(「富山商業月報」大正五年八月十五日)

五三 大正六年九月 ハワイの日本売薬広告取締り

○売薬広告取締

従来ホノルムに輸入しつゝある本邦売薬の効能書中には誇大に失する文字少からず合衆国純食料法に抵触せるを以て輸入を禁止せらるべきものなるもホノルムの純食料検査官は今日まで好意上誇大的の文字を抹殺せしめし上発売を許可し一方輸入商に対し成るべく速かに斯る広告の撤廃を為す様屢々注意を促かし米りたるも今に依然として改むる所なきため今後此等のものに対しては輸入禁止を断行すべく又た輸入食料詰法の包装又は容器に記載せる容量と實際の容量と相違せる場合には右売薬同様取締るべき旨検査官より関係者及び日本人商業會議所へ注意ありしと在ホノルム総領事発電報に見えたりと云ふ

(「富山商業月報」大正六年九月十五日)

(「富山売薬組織を論ず」・内藤記念くすり博物館蔵)

五三 大正六年度 輸出、移出高

輸出先	富山県売薬輸出高	日本全国輸出高
支那	四二五、二三七円	八一六、三二二円
関東州	一三、三六三円	一九六、六八二円
香港	一三、六七二円	七四、四四三円
英領印度	六、八三〇円	一四一、三三五円
蘭領印度	五、一六〇円	八四、七〇二円
合衆国	二、三〇〇円	五九、九五四円
布哇	五、八五二円	七三、七七〇円
其他	五五、二〇六円	一五八、六六二円
合計	五二七、六二〇円	一、六〇五、八六九円
移出先	富山県売薬移出高	内地売薬移出高
朝鮮	七五、〇〇五円	二三五、七三八円
台湾	三三、八〇五円	不明
樺太	八、七二〇円	不明
合計	一一七、五三〇円	不明

五四 大正七年九月 シベリア輸出品取締り

○西比利亞輸出品取締

富山県内務部長は去月二十七日付にて西比利亞輸出品に關し左の如く富山商業會議所会頭に通牒したり

露国政変以來西比利亞地方に於ける産業の衰頽貿易の杜絶は延て物資の欠乏を來し露国住民の困窮誠に同情に堪へざるものあるを以て其の欠乏せる各種の物品を供給し産業を復興し貿易を疏通し依て以て隣邦救援の實を挙げんか爲に茲に臨時西比利亞經濟援助委員會設置せられたるは既に御承知の通りに有之従つて今後西比利亞地方に對し日常必需品の次第に移輸せらるゝは勿論産業の隆興貿易の開通に依り更に各国軍隊の需用品並に地方住民の需要に基く各種商品の輸出増進を見るに至るべくと被存候処若し斯る機会に於て不正品又は粗製品を供給するが如きことあらば帝国の声誉を毀損すること甚大なるのみならず将来商權擴張上にも影響少からざるを以て当業者各自をして商業上の徳義を尊重せしめ粗製の悪評を蒙ら

ざる様充分注意せしむると共に商業會議所、重要物産同業組合等の公共的団体に在りては出来得る限り粗製濫造の取締に關する手段を講し以て不正品乃至粗悪品の西比利亞方面への輸出を防止し日本商品の声価を博すること努力せらるゝ様致度而して西比利亞に輸出する貨物に對しては其の責任を明かにする為に可成其の製造家又は取扱所の記号（必ずしも商標たるを要せず）を付せしむる様配慮相成度依命此段及通牒候也

追て外務省に於ても今後西比利亞地方に輸出せられたる商品に付ては在外公館並に海外出張官吏をして出来得の限りの注意を為さしめ若し不正品又は粗悪品を供給し若くは不徳義なる行動を敢てするものを発見したるときは臨機相當の措置を採るべき意向なる趣に付此段申添候也

（「富山商業月報」大正七年十月十五日）

五五 大正七年十二月 輸出売業者

本県に於ける海外輸出売薬業者は富山市会社六個人十八、中新川郡会社二、上新川、婦負二郡会社各一、射水郡個人一の十会社十九人にして之を市町別にせば左の如し

△富山市 株式会社廣貫堂、同師天堂、同清壽堂、富山薬業株式会社、内外薬品株式会社、富山売薬廣貫堂、藤

井諭三、隅田岩次郎、高桑直助、佐藤菊次郎、寺田仙

之助、島平一郎、重松佐平、笹倉佐裕、江尻藤次郎、

長谷川伊三郎、大崎政太郎、村田藤太郎、斉藤久治、

田知本伊三郎、中村松太郎、寺田久蔵、若林常太郎、

寺田桑二

△上新川郡 東岩瀬町岩瀬売薬株式会社

△中新川郡 滑川町保壽堂、株式会社保壽堂

△婦負郡 四方町富山売薬株式会社

△射水郡 小杉町青江兵作

其他朝鮮及台湾地方へ移出する者少からざるが輸出売薬年産額約七八十万円にして内富山市にて五十八万円を占め市内関係業者中個人営業者にして寧ろ会社より優に規模大なる有力者あれば同志糾合の上の一の新組合を組織することは

至難にあらず

(「富山日報」大正七年十二月十二日)

五六 大正八年一月 海外輸出売薬振興に関する協

議会

○売薬振興協議

富山県にては海外輸出売薬の振興に關し既報の如く既に二回に涉りて協議する所あり更に客月十六日県議會議事堂に於て第三回の協議会を開きたるが其の出席者十四名にて森本内務部長座長となり種々協議の結果左記事項を協議して散会したり

一 輸出売薬会社組織の促進を期する為め特別委員を設くること

一 委員は員数を十五名以内として県下の輸出売薬業者及其他の有力者中より県庁に於て選定すること

一 委員は適當の具体案を作成し一月中に本会に報告すること

右の決議に依り県庁に於て選定したる委員は左記の諸氏にて一昨十三日県會議事堂に於て委員會を開きたり

中田清兵衛、田邊貫一、阿部初太郎、金岡又左衛門、高桑直助、藤井諭三、松井伊平、田中清衡、長谷川儀作、寺田仙之助、重松佐平、齊藤久次、中川久正、伊藤三郎

(「富山商業月報」大正八年一月十五日)

五七 大正八年二月 朝鮮売薬会社設立発起

海外輸出売薬株式会社創設計画は其声大なるに反し之が実現は容易ならずして殆ど沙汰止みの姿となり居る

昨今市内売薬有志中朝鮮移出売薬業者等は去る六日本原売薬同業組合事務所を集會を為し関係帳主協同一致の上資本金六十万円の株式会社を設立すべく協議を遂ぐる処ありし由而して該計画の内容を聞くに現在県下に於ける関係帳主は十七八名ありて行商人員七十名に及び之が年産額は金十六万円にして会社組織の場合十二万円にて夫れ等營業權を買収し会社成立の上は一ヶ年間の取得金八万円と認め

優に二万円の配当を實行し得る見込みなりと因に発起者は土田真雄、野島彌七郎、金岡勝貞、島喜三郎の諸氏なり

(「富山日報」大正八年二月九日)

五八 大正八年七月 中国における日貨排斥と売薬業者救済陳情

○売薬業者救済陳情

富山會議所建議

富山商業會議所にては支那各地に於ける日貨排斥に依り富山特産の輸出売薬が被りつゝある打撃の甚大なるに鑑み別項に記す如く去月二十三日の定期總會に於て之れが救済の爲め機宜の措置を講せんことを外務大臣に建議すべく決議せるに就き田邊会頭は二十五日付を以て内田外相に宛左の建議書を提出したり

建議書

頃來支那に於て山東問題の爲めに起りたる日貨排斥は日に月に其の範圍を拡大し今や全土に蔓延して勢力の熾烈

なるものあり若し此の形勢にして永く継続せんには我國の被る損害は測るべからざるのみならず商品の販路は他國に奪取せられ我が同胞は復た起つべからざる窮境に陥るや明かなり殊に富山地方の特産物中前途有望なる輸出売薬の如きは多大の打撃を受け現に当業者の支那に在るものは業務を抛ちて店舗を鎖し内地に在るものは製薬を廃して輸出を止むるの境遇実に悲惨なりと謂はざるべからず況んや多年の努力を以て築きたる商業の地盤にして忽ち根底より破壊せられ其の苦心の空しく水泡に帰せんとするに於てをや之れに對して我が当局は固より最善の方策を尽されつゝあるべしと雖も而かも当業者の實情に鑑みて商工業の前途洵に憂慮すべきものあり依りて速かに日貨排斥の氣勢を鎮圧し以て我國の損害と同胞の苦痛を救ふべく機宜の措置を講せられんことを切望に堪へず茲に本會議所總會の決議を具し謹みて建議す

大正八年七月二十五日

富山商業會議所會頭 田邊貫一

外務大臣 子爵内田康哉殿

(「富山商業月報」大正八年八月十五日)

五九 大正九年十月 アメリカ輸出売薬への注意事項

○米國輸出売薬注意

桑港より富山へ

北米合衆國サンフランシスコ日本人商業會議所は今回同所會員の希望に依り売薬を北米合衆國に輸出するに就き左記の注意を当地方の当業者に伝達せられたき旨富山商業會議所に依頼し来りしを以て同所にては夫れ夫れ通知する所ありたり

売薬を米國に輸出するに就ての注意

米國向輸出を目的とする売薬の製造業者輸出業者は左の件特に御注意ありたし

- 一 該薬が米國政府のペテント許可を得居らざる限り決して英文効能書を記載すべからず
- 一 仮令極めて簡單なる文字にても効能書又は薬品と認め

らるゝ様の英字英文は決して記載すべからず

一 日本製売薬にて米国政府の所謂パテントを得居る売薬は今日迄当所の調査に依れば未だ見当らず

一 米国に於ては売薬はパテントを有するものにて公認薬店以外販売することを許されず日本の所謂売薬は従来薬としてにあらざ単に一種の商品として在留邦人に対してのみ一般商店に依りて取扱はれつゝありて英字の記載なき限り米国官憲は之れが販売を黙認しつゝあるものゝ如し

一 英文効能書を記載しある売薬は陸揚を許可せられず税関より送還せらるゝを常とす往々にして誤りて陸揚せられたるものあり小売店之れを取扱ひて検挙せられ罰金其他の処分を受けたるもの極めて多し

(「富山商業月報」大正九年十月十五日)

五〇 大正十年七月 ウラジオストックと朝鮮にお

ける売薬状況

浦塩
北鮮地方と売薬

彼地を視察して

売薬同
業組合押田事務長談

客月上旬本県の属託を受けて対岸浦塩及北鮮地方に於ける産業状態の視察を遂げたるが其の見聞中特に売薬に関する調査一斑を各地方別に列挙すれば即ち左の如し

◇浦塩

日本人の売薬店としてアレウツスカヤ街に三島虔之助氏あり同氏に就きて其の近況を調査するに同氏は医、薬分業となり居りて住民にして疾病に罹れば直に医師の診断を受け其の処方依りて薬剤師の許に至りて投薬を受け其の際成るべく多量に買ひ占め置きて後日羅病の用に之を家庭に備置く慣習あり、売薬としては従来独逸よりの輸入品を主として服薬せり日本売薬として幾分輸入されたるも何分に薬価は余りにも低廉にて従つて其の効顕も頗る怪しまるゝもの多きを占め為めに遂に信用を失墜して服薬するもの殆んど無く唯だ日本人が幾分購求するのみに止れり、故に日下の処同市にては日本売薬は先づ見込み無きものと信す

◇清津

売薬製造及請売人六名あり主として内地人の購求服薬するものにして鮮人は鮮人の販売に係る草根木皮の類を服薬す、配置売薬としては富山市より豊田安之助、野島松太郎両氏の外に精壽堂等ありて内地人に配置せり、未だ鮮人に配置せる者なき状態なれば其の配置の可否に就き調査するに一般に鮮人は資力薄弱なれば現金にあらざれば不可能なり、故に将来鮮人に配置せんとするに於ては面長（村長）を責任者として同人に多数配置し而して面長より部内随時配置せしめ服薬したる代金は面長に於て之を取繼め取得するより外に途なしと信ず、日今服薬者概して少きも衛生思想の向上するに従ひ販路の拡張は見込みあるものと認めらる、当局には内地人の医師四名、鮮人の医師三名あり

◇其他

元山府は清津と相似て談るべきものなし城津府は鮮人医師四名、内地人医師三名あり、配置売薬としては富山市の豊田安之助氏配置し居れり会寧府には薬種売薬請売数内地人三戸、鮮人五戸、配置売薬としては豊田安之助氏あり又

羅南面には北鮮製薬合資会社あり付近に野生せる薬草を採取し製薬並に薬草の栽培を目的とし薄荷、ホップ、除虫菊、蓖麻子、黄蓮、川芎、紅花等を栽培し之等は医薬、売薬原料として問島、吉林方面に輸出しつゝあり

（「富山薬報」大正十年八月二十五日）

五九二 大正十二年 薬種店舗引揚げ補償の陳情

救恤金御下付願

富山県富山市立町十三番地

薬剤師 萩原甚次郎

文久二年十二月廿四日生

私儀大正十年十月富山市鍛冶町十六番地太陽薬品株式会社ノ露欧沿海州ニ於ケル事業ヲ譲受ケ爾米富山市ノ原籍地ヲ根拠トシ濱塩斯德ニ薬種ノ店舗ヲ設置シ沿海州各方面ニ売薬及各種薬品ノ販売ニ従事罷在候処大正十一年八月吾ガ国軍隊露領引揚ケ決定ト共ニ一切ノ取引關係ヲ緊縮シ売懸代金ノ回収其他引揚ケ準備ニ焦心努力セシモ取引關係ハ愈

々紊乱シテ売懸代金ノ大部分ハ是ヲ放棄シ残留商品及商業用器具等ハ是ヲ捨売シ遂ニ露領ヲ引揚クルノ止ムヲ得サルニ至リ候是ガ為メ多年經營セル該地營業モ根底ヨリ破壊セラレテ多大ノ損害ヲ受ケ日下營業上並ニ生計上非常ノ苦境ニ迫リ居候尨御憐情ニ依リ大正十二年四月四日公布法律第三十九号ノ救恤金御下付ニ預リ度別紙損害調書相添ヒ申請懇願候也

右

大正十二年 月 日

荻原 某 次 郎

外務大臣 伯爵内田康哉閣下

損害救恤申請書

本籍地 富山県富山市立町十三番地

職 業 薬種商

荻原 甚 次 郎

文久二年十二月廿四日生

一 引揚又ハ之ニ準スベキ損害発生ノ場所

浦塩斯徳カレースカヤ街三十四番内

二 引揚又ハ之ニ準スベキ損害発生ノ年月日

大正十一年八月軍隊引上決定ヨリ

三 引揚又ハ之ニ準スベキ損害発生前後被害者カ其地方ニ在リタル期間

大正八年四月ヨリ同十一年十二月二十日迄都合三年八ヶ月間薬種商營業

四 引揚又ハ是ニ準スベキ損害発生前後ノ事情

大正十一年八月吾軍隊引揚決定ノ為メ「ニコライスク」市「スバスカヤ」市及「ボクラニチャナ」市等各取引方面ノ往復ハ自由ナラズ各地取引商人ハ其地引揚ゲノ為メ売懸代金ヲ仕払ハサル者多ク時日ノ経過スルト共ニ漸次送付品ノ処置及売懸代金ノ回収ハ困難ニ陥リ終ニ放棄スルノ止ムナキニ至レリ又浦塩方面ニ於テハ軍隊引揚後モ猶ホ残留シテ取引ノ收拾ニ最善ノ努力ヲナセシモ是亦内外商人ノ行衛不明ノ者多ク売懸代金ノ大部分ハ損失ニ帰シ遂ニ残りニ在リシ商品店舖雜作同備付品、及什器等ハ一切捨売シテ内地ニ引揚ゲタルモノトス

V 海外売薬

五 損害ノ種類程度、価格及事由

- 一 金参万九千六百七拾七円八拾八銭 在品捨売損害高
- 一 金四万四千七百八拾参円七銭 放棄売懸代金高
- 一 金千四百参拾五円 店舗備付品捨売損害高

計 金八万五千八百九拾五円九拾五銭也

詳細ハ別紙参考書ニ添付セリ

六 其他参考トナルヘキ事項

- 一 開業年月 大正八年四月
- 一 閉業年月 大正十一年十二月

一 独立營業者ナリ

一 資本金 約金貳万円時ニ増減アリ

一 大正十年度一ヶ月又ハ一ヶ年ノ平均収入

一ヶ月平均利益金五百円 一ヶ年平均利益金六千円

一 大正十一年度一ヶ月又ハ一ヶ年ノ平均収入

一ヶ月平均利益金参百円 一ヶ年平均利益金三千六百

円

一 大正十一年度露国營業鑑札ノ等級及其金高最初浦塩
新徳市セメノース街ニ於テ太陽薬品株式会社出張所ノ

名義ニテ共同營業ヲナセンモ大正十年十月其營業ヲ讓

受ケ後同市カレースカヤ街三十四番北清洋行店內ニテ

營業ニ従事ス北清洋行トノ店舗貸借ハ参考書綴ニアル

別紙契約書ノ如シ

一 大正十一年度日本居留民会等級及会費

金高 等級 八等 会費金六円

一 使用人員

一人 營業者ノ長男荻原友太郎

一 右ノ外参考トナルヘキ事項

營業者甚次郎及長男友太郎ノ露国旅行券ノ写真及商品

輸出免狀ノ手元ニアルモノ、最近ノ謄本別紙参考綴ニ

添付セリ

大正十二年 月 日

右

荻原 甚次郎

外務大臣 伯爵内田康哉閣下

目次

- (一) 在品捨売損害調
- (二) 放棄売懸代金調
- (三) 店舗備付品捨売損害調
- (四) 太陽藥品株式会社ヨリノ營業讓受契約証
- (五) 浦塩斯德カレースカヤ街店舗借受契約証
- (六) 輸出品免状謄本
- (七) 營業者荻原甚次郎及使用人荻原友太郎ノ旅行免状写

印紙 營業讓渡契約書

- 一 太陽藥品株式会社ヲ(甲)トシ荻原甚次郎ヲ(乙)トシ左記營業讓渡ノ契約ヲナス
- 二 甲ガ經營ノ露領沿海州浦塩斯德セメヌス街ノ店舗商品及ヒ売懸代金總計七万七千〇四円〇七錢ヲ乙ニ引渡シ乙ハ大正拾參年參月末日迄ニ事情ノ如何ニ不拘前記金額ノ中金四万円也ヲ甲ニ支払フモノトス
- 三 甲ハ四万円以外ノ所得ハ報酬トシテ乙ニ讓与スルモノトス

四 契約以後ノ店費其他ノ諸雜費ハ乙ノ負担トス
右ノ通り契約仕候也

本契約証ハ弐通ヲ作製シ夫々署名捺印シ甲乙各壹通所持スルモノナリ

大正拾年拾月拾日

富山市鍛冶町拾六番地

太陽藥品株式会社

甲者代表者 吉 本 理 八 郎 ㊟

富山市立町拾參番地

乙者 荻 原 甚 次 郎 ㊟

契約書

長谷川藤吉ヲ甲者ト称シ荻原甚次郎ヲ乙者ト称シ甲者ノ有權ナル露領浦沙斯德市カレースカヤ街三十四番地内ナル尙簡所ヲ左之条件ニ依リ賃借契約ス

一 賃貸料ハ時機ノ狀況ニヨリ乙者ハ甲者ノ要求スル料金ヲ式簡月日毎ニ支払フモノトス

二 契約期間ハ別段ノ定メナント雖モ甲者ノ要求ニ依リ乙

者ハ何時タリトモ明渡スモノトス

但シ乙者ガ料金不納又ハ甲者ニ迷惑ニナル行為ノ無キ限
リ申者ハ明渡ヲ迫リ他人ヘ貸スコトナシ

三 乙者使用中造作其他ニ於テ甲者ニ損害ヲ及シタル場合
ハ賠償ノ責ヲ負フモノトス

右ノ各項ヲ兩者契約シ確守ノ為メ本証書ヲ式通作製シ各自
老通宛所持ス

大正十年十月五日 浦汐斯徳南カレースカヤ街

貸主 甲者 長谷川藤吉 印

宣山市立町十三番地

借主 乙者 萩原甚次郎 印

(萩原家所蔵文書)

五三 大正十三年 中国内戦と輸出売薬

支那戦乱と輸出売薬

其の影響調査

上海付近を中心として起つた支那の蘇浙戦争は旧來屢々支

那内乱に於て見るが如く短期間に於て終熄するであらうと
の一般の予想は裏切られ曹錕、呉佩孚動き張作霖起つに及
んで動乱は今や殆んど全支那に拡大せられんとし随つて戦
期も意外に長きに至らんかを危惧せらるるに至つた、富山
売薬輸出額の大部分は支那であつて而かも上海地方は又た
其の大半を占むる關係に於て今次の戦禍が如何に富山売薬
に影響を及ぼしたかに就き富山商業會議所に於て調査した
所は大要次の如くである

△支那への輸出額

富山売薬同業組合の調査に拠れば大正十二年度の売薬輸
出額は主として支那及び南洋で三十二万二千四百四十三円
内支那への輸出額は二十二万三千百三十六円であるが右
は税務署の免税輸出手續を経た完全の製剤額で此の外実
際輸出せらるるものには半製薬品並に原料及び包装等を
輸出し支那各地で製剤し富山売薬として販売するものが
ある、右は實際に於て余程の多額に上る由で其の正確な
数字を掲げ難いが有力なる当業者の見込では大正十二年
のみに於ても前記半製品又は原料其他として輸送し支

那にて製剤販売せらるるものの金額は免税輸出手續のものの倍額を下らなからうとのことである、而して十二年までは度々支那の伝統的年中行事とも称すべき日貨排斥の暴挙に遭遇し販売上種々なる困難があつたが本年は春來排斥の妄動なく取引關係は一般に順調なるに加へて一方銀価の昂騰其の他に依る為替關係で支那人の購買力増進した等の為め富山売葉の輸出も近年稀有の好況を呈し其の額昨年輸出の倍額を下らず即ち十二年支那への総輸出額を六十七万円とすれば十三年は其の倍額の百三十四万円を下らないだらうとされて居る

△南清への輸出額

全支那に亘つて輸出せらるる総額の概算を前記百三十四万円とし之れを南清と北清に輸出せらるるものに分ちて其の正確なる全額を知ることには困難であるが是亦当業者の見込では約半額と概算して大差なからうとのことであるが即ち南清を約半額とせば其の輸出額は六十七万円となる、但し實際南清への輸出額は北清の夫れに比して多額であるが実数を得難いから大凡其の見当で約半額宛と

概算したので

△支那内乱の影響

而して内乱の結果は支那全体への輸出關係に対し多少の影響を及ぼすこと言を俟たないが就中上海付近を始め南清一帯との取引に対し最も甚だしく影響を及ぼすべく其の主要の点を掲ぐれば輸出高に及ぼすものと代金回収に及ぼすものとで之れを概説せんに

(一) 輸出額に及ぼす影響 毎年の輸出状態は其の額季節に依つて繁閑あり一年を通じて輸出の最盛期と云ふべきは三月より八月までの約半歳で他の半歳は輸出高が僅少に過ぎないから今次の内乱が旧例に依り年内又は越年するも年初に終熄すれば販売の成績上恐らく大なる悪影響を及ぼさないだらうが万一戦乱の長期に涉れば来年の輸出は大打撃を被るであらう其の内乱区域の拡大するに伴ひ独り南清方面のみでなく支那一円に対する総輸出額の上に大打撃を及ぼすであらう

(二) 代金回収に関する影響 輸出売葉の取引慣習は薬品額(局方剤の如く売葉ならざる薬品)は普通現金取引

で売葉取引は普通現金及び延の二法あり延取引には約束手形又は小切手（小切手も普通延日付のもの）で支払はれ其の期日は大抵三箇月のもので凡て支那の銀行又は個人経営の錢莊営業業者宛のものである、（錢莊営業業者とは日本の両替商の如きものだが業務は銀行同様である）而して取引額の約三分の二は延期日で行はれつつあるが此の額も正確に数字を知り難きも概算数十万円に上ることは想像し得らるる、此等の銀行及び錢莊営業業者は戦乱となるや直ちに閉店して支払を停止するの虞がある然るときは裏に受取り居る受取手形は不渡となり此点は現実に大なる影響を受くるのである

概要右の如くなるも目下は開戦の初期にして影響に關する事実の通信なく具体的に判明せないが兎に角相当の影響打撃は免れ難しと見らるるのである、以上は去月十二日の調査に係るものであるが爾後内乱は愈々拡大して北清より更に広東に及ぶの形勢となり戦期も相当に永きに渉るものと見らるるに至り輸出売葉の爲めに非常の打撃を被るが如くなので同所では更に同月十八日本年の売掛金は回収不能と

なり本年の輸出額も大減少を来さないかと再調査した概要は左の通りである

一 本年支那への総輸出額を概算百三十四万円とし之れに對し受取の手形三箇月期日にて完全に決済せられ居るものとせば輸出最盛期の三月より八月までであるから其の三箇月の売却高約半額として六十七万円の三分の二約四十万円内外は回収済となり戦乱の爲め回収困難なるは他の半額約四十万円内外となるべき筈であるが事實は三箇月の期日に完済せらるるもの寧ろ稀であつて多くは手形の延期又は書換せらるるものが多いから前三箇月の売却代金に於ても回収困難に陥るもの少額に止らない、今仮りに三月四月の分のみ完全に回収し居り五月分は後三箇月分と共に回収困難に陥るものとせば其の額約六十万円に及ぶであらう

二 北清にても奉天は動員状態で今や山海關付近に於て大会戦を予想せられ奉天紙幣は下落して最近まで金票と殆んど同額であつたものが今日は半額となつた如き状態であるから一層回収は困難であらう

三 支那の大節季は端午及び仲秋と年末とで其の大節季には手形以外のものは多く完済せらるるの風習なれども今年仲秋は恰も内乱の勃発直後として手形以外短期の回収金も大打撃を受くる訳である

四 福州、香港、厦門、長沙等は未だ戦乱起らず今日の処此の方面の影響は比較的大ならず将来とても戦争は余り最南方に及ばない見込であると

以上の如く大体は前回の調査通りで支那への輸出売薬は數年来の日貨排斥以上に非常に大打撃を被るに至るだらうとは当業者一般の危惧する所なるが如し

〔富山商業月報〕大正十三年十月十五日

五三 (年不詳) 朝鮮京城食料雜貨業者の売薬行商

人斡旋依頼

謹啓貴舗益々御隆盛の段奉大賀候 陳へ別紙許可書四通送り上候間御受取被下度候 小生義今般京城鐘路五丁目八十八番地ニ店舗を設け食料雜貨の販売致候事ニ相成中候

就而ハ売薬行商人を名入用ニ御座候 乍御手数適當の者御達ひの上御遣し被下度深く御依頼申上候

右当用而已如此御座候 頼首

五月廿四日

笹林 鶴次郎

青江 兵作様

(内藤記念くすり博物館蔵)

五四 昭和元年六月 商工省への海外売薬品無償貸

与方請願

請願書

本県売薬は米に並ぐ生産を有し大正十四年中の生産額は貳千万円以上に達し其の販路たるや内地一円、朝鮮、台湾、樺太、海外としては支那、布哇方面に搬出せり当組合は将来海外輸出の有望なるを察知し先年支那、南洋方面に視察員を派遣し彼地の状況を視察し徐々に輸出の歩を進め来りたる所今や百万円余輸出するに至れり然れども欧米各国より支那、南洋方面へ輸出せらるゝ額に対比せば甚だ微々た

るを以て従来種々の対応策を講じ奨励に努め欧米各国より支那方面の輸入せる内最も需要多き売薬の一部を購入し参考に資し研究指導しつゝあるも日進月歩の今日偶々少数のものを蒐集研究するのみなるを以て其の効果甚だ少きを遺憾とするが幸ひ御省に於て近々海外へ旅商派遣に決定せられ売薬も計画の商品内へ加へられたるに付ては此機会に於て当組合員の製造に係る売薬を委託し永久的の販路を開拓致し度其の準備に着手中にて本県売薬を世界的に発展せしめんには内容の改善亦必要なるに就中包装意匠等の改良目下の急務なりと信ず仍つて当組合は今回旅商の派遣の各国へ欧米各国より輸入せらるゝものを参考資料として購入し当業者に示し指導誘掖に努めたきものなり

〔富山県売薬同業組合沿革史〕

三五 昭和元年十一月 丸師売薬株式会社設立

△丸師売薬株式会社

一 本店 富山市荒町二五

二 目的 輸出売薬營業

三 設立 大正十五年十一月二十五日

四 資本金 金七万円

五 払込額 金壹万七千五百円

六 重役 取締役 堀彦次郎、吉本理八郎、弘川芳太郎、

廣瀬重次、岡田義秀、古澤松太郎、監査役 小竹豊次

郎、江川梅作、青山金次郎

〔「富山商業月報」昭和二年一月十五日〕

三六 昭和元年十一月 メキシコ売薬拡張案と現地事情

本県売薬は、従来海外として支那、布哇、英領加奈陀、蘭領方面へ輸出し居るも毎年の輸出額は百五、六十万円に過ぎず、茲において県売薬同業組合は輸出売薬の振興を一層図らんがため、左記計画の下に輸出業者、その他をして一大会社を起さしむべく白上知事等は日下奔走中であるが、今メキシコを中心としての該計画案の内容によれば左の如し

一 企業計画大要

イ メキシコ共和国首府メキシコ市を中心として共和国全土に渡り、富山県より行商員を派遣して県下生産の売薬を販売せんとす

ロ これに要する資本は現金二十万円及び売薬一百万円とす、其出資方法は企業第一年度において二十万円の現金と売薬価額廿万円とを出資し、以下事業拡張に従ひ毎年売薬原価廿万円づつを五ヶ年継続事業として都合一百万円に達するまでの出資をなすものとす

ハ 販売の方法は現行富山県生産売薬の販売方法を基準として墨国の国情を考慮して適當の方法を採るものとす

ニ 企業第一年度に於て一般家庭の加入戸数五万と、特約薬店五千戸とを得、この売上高二十五万円に達せしむる予想なり、以後年々五万戸の一般家庭加入者と、一千戸の特約薬店とを増加し、第五年度末に於ては二十五万戸の一般家庭加入者と、九千戸の特約薬店とを得売上優に三百二十五万円に達せしむる予想なり、斯くして漸次発展し、十ヶ年後には年額一千万円の売上を得ること難事

にあらず

ホ 第五年度よりは事業の成績に基き協議の上、一般製薬事業を開始するものとす

ヘ 本企業完成期即ち第五年度末における利益は、現金及薬品投資額総計百二十万円に対し、年三割七分強となること

ト 本企業完成の上は墨国を中心として、中米玖瑪等に販路拡張することは極めて容易なり

二 企業地事情

△ 医薬分業 現在墨国は医業は只処方法を一般患者に与ふるのみにしてこれが調剤は凡て薬店に於て行ふ習慣なり従つて相互の便利のため医師の処方法にその儘使用出来るやう売薬新薬事調整され盛に使用せられつゝあるを以て一般に売薬を信用して使用するの風あり

B 医師の不足と売薬の需要 一般に医師大いに不足勝ちにて人口五千以下の村落においては医師の皆無なること少からず従つて診断料も処方薬価も非常に高価にして仲々一般の需要を満すこと困難の事情にあるを以て必然的

に売薬の需要あり

C 薬品の供給現状 都会に於ては然らざるもメキシコの田舎においては交通その他の事情のために薬品の供給状態甚だ不完全にして軽き疾病の場合等満足に且つ容易に薬品を求むること甚だ困難の情態にあるをもって本企業は同国の国情に照らし極めて好適の販売方法なり而も同国においては凡て現金販売の方法を採り他に本企業の如く一般需要者に便利なる販売方法を試みつゝある例なきを以て大々的歓迎を受くることは想像に難からざるべし

D 一般衛生状態より見たる売薬の種類 墨国は低地と高原地方とによりその氣候風土等に著しき相違あるをもつて売薬の種類にも自ら考慮を要す、今本企業に要する売薬の種類を挙ぐれば大略左の如し

△マラリヤ丸△アスピリン散△風邪解熱散△婦人病煎薬
△小児虫下し△下劑△胃散△催眠熱△下熱劑△下痢止△皮膚病薬△きず薬△毒虫中毒用途布薬△日薬△其他

E 日本薬品の信用 メキシコが上下を通じて日本人に絶大の信頼と親しみを有することは既に世界周知の事実

にして就中医薬の發達は日本が世界第一位にして而も彼等と同似の人種なるが故に欧米の医薬よりも彼等に適合するものとの深き信用を有す而も日本人は正直にして真面目なるか故にその調劑に対し絶対の信頼を置くの風あり従つて従来日本人医師にその薬店か言語に通せず人情風俗に疎きにもかゝらず常に門前市をなすの繁盛を示しつゝあり

以上述べたるが如き状態なれば今その信頼する日本製薬品を一袋の中に納めて彼等の家庭に常備せしめ比較的安価に而も容易便利に使用せしむるにおいては必ず異状の成績を示すことを得べし

三 売薬製造及販売方法

A 製薬に関する意見 墨国の氣候風土人情風俗習慣生活様式食物嗜好従来の売薬様式等を考慮して処法包装製薬等是に最も好適する様に調製することは最も必要する要件なりとす、効能書は凡て「スペイン」語にて認むることを要す

B 薬品輸入方法と輸入税金

一、富山県下に於て製造せられたる売薬に無包装のまま荷造りして正味薬品として輸出するものとす二、輸入税の關係上包装用袋紙箱其他の材料は一切日本に於て印刷等完全に行ひ別に包装用材料として荷造り輸出するものとす三、包装は凡て墨国に於てこれを行ふ四、墨国に於ける売薬の輸入税は一キロ瓦に就き墨貨一ペソ（日本金約一円）とす五、輸出に關する荷造りは極めて厳正なる注意を要す

C 販売の方法

一 広告 イ、新聞広告墨都の二大新聞に一週一回づゝ半頁大の広告を行ふ ロ、貼紙広告販売員は到着地に於て先づ広告用印紙物を壁電柱等に貼付す、第一年度に於ては全共和国に渡り約五十万枚を以て限度とし漸次其数を増加すハ、小冊子配布一般衛生及藥品広告販売員巡回プログラム等を印刷したる美麗なる小冊子を製本し販売員により全国得意に配布す第一年度に於て約二十万冊とし漸次其数を増加せしむ ニ、絵画広告美麗なる絵入広告約二十万枚を得意先及薬店に販売員を通じて配布す

二 販売員の戸別訪問 イ、支配人は中央衛生局及各州衛生局につき本製薬の確實有効なることの証明書を入手しこれを販売員各自に付与す ロ、販売員は先づ目的地の市町村長又は薬店主に親交を求め信用して貸借し得べき土着者の人名簿を作製すハ、販売員は売薬を携帯し前記名簿に従ひ各戸を訪問し貸付販売を行ふ ニ、その額は一戸当り十円を限度としこれを超過する毎に超過額に対してはその半額を前金として申受くるものとす、売薬の貸付を契約する場合には一定の契約書に署名せしめ申込額十円迄はその五分の一を前金にて申受くることとす ホ、毎年二回づゝ必ず訪問して消費薬品の補充入替等を行ひ同時に集金をなす

三 薬店御売 臨時必要な売薬は最寄りの薬店において何時にても求めらるゝやう各薬店に販売を委託す、その額は先方の希望と店の信用とにより定め前金の申受けをなさず、定価の二割を利益として彼れ等に与へ販売員巡回訪問の際計算を行ふ

四 直接販売 薬品の消費売切れ等による一般得意又は薬

店よりの直接注文は相当の額に達する見込みなり、この場合一般得意に対しては運賃先方持にて代金引換へ郵便薬店に対しては諸費用当方持委託販売の方法により発送するものとす。この場合薬店との計算は販売員巡廻訪問の際他の計算と同一方法にて行ふ

五 販売員の給料と共収入 イ、販売員には一切給料及旅費を支給せず ロ、売上代金の三割を販売員に給与すハ、販売員は所要の旅費生活費その他一切の費用を自弁とす
 ニ、販売上の不注意より生ずる紛失又は集金不能となりたる薬価の三分の一は販売員の責任負担とす ホ、販売員は会社において一定額の貯金をなすの義務を有すヘ、販売員収入は渡航第一年度前半間六ヶ月は見習ひ期間として単に生活の保証を得るに止まるも以降半々左表の平均収入を納むることを得

年 度	販売人 摘 要	販売一人平均	一人平均	一人平均
	総収入	員数	均収入	諸支出
第一年度	三七、五〇〇 家庭売 上配当	一〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
	一三、五〇〇 薬店売 上配当		五、〇〇〇	一、〇〇〇

第三年度	一八七、五〇〇 家庭売 上配当	三〇	五、七〇〇	四、〇〇〇	一、七〇〇
第四年度	二八二、五〇〇 家庭売 上配当	七〇	五、八九三	四、〇〇〇	一、八九三
第五年度	三三七、五〇〇 家庭売 上配当	九〇	六、二二二	四、〇〇〇	二、二二二
第一年度	加入戸数 二五、〇〇〇 集金可能 二五、〇〇〇 戸数 二五、〇〇〇	各戸売上高平均 五円 薬店売上高平均 五〇円	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	
四 販売高予想	年度 戸数 金額	一般家庭 薬 店	備 考	売上 総額	
第二年度	二二二、五〇〇 家庭売 上配当	三〇	五、五五六	四、〇〇〇	一、五五六
第三年度	二八七、五〇〇 家庭売 上配当	三〇	五、七〇〇	四、〇〇〇	一、七〇〇
第四年度	二八二、五〇〇 家庭売 上配当	七〇	五、八九三	四、〇〇〇	一、八九三
第五年度	三三七、五〇〇 家庭売 上配当	九〇	六、二二二	四、〇〇〇	二、二二二
第一年度	加入戸数 二五、〇〇〇 集金可能 二五、〇〇〇 戸数 二五、〇〇〇	各戸売上高平均 五円 薬店売上高平均 五〇円	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	

第二年度	加入戸数 集金可能 戸数	額	六、〇〇〇	薬店一戸売上平均百
第三年度	加入戸数 集金可能 戸数	額	五、五〇〇	九二五、〇〇〇
第四年度	加入戸数 集金可能 戸数	額	五、〇〇〇	薬店各戸売上平均百
第五年度	加入戸数 集金可能 戸数	額	七、〇〇〇	五十円
備考	加入戸数	額	八、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇
	集金可能	額	八、〇〇〇	薬店一戸平均売上高
	戸数	額	七、五〇〇	二百円
	集金可能	額	二、三五〇、〇〇〇	二、三七五、〇〇〇
	戸数	額	八、〇〇〇	
	集金可能	額	二、三五〇、〇〇〇	薬店一戸平均売上高
	戸数	額	二、二五〇、〇〇〇	二、二五〇、〇〇〇

て一戸平均一ヶ年五円の売上を見るは極めて容易なり(二) 毎年後半期間の加入者は支払期日に達せざるを以て新加入者の半数を集金可能戸数と見做せり(ホ) 薬店員一般得意の消費薬の補充をなす他に本売薬を他の一般売薬と等しく顧客に販売する充分の可能性を有するが故に一戸平均第五年度末に於て二百五十円第六年度末において三百円の売上を見ること困難の業にあらず(ヘ) 薬店のみ卸す売薬の稍高仙なるものを製造し同様の方法にて販売する予想なり(ト) 斯くて第十年度には裕に年額一千万円の売上を見ること困難ならず(チ) 墨国に於ける成績に従ひ中米及玖瑪島に販路を拡張せば更に一層の発展を見るべくこの計画は必ずしも難事にあらず

五 事業予算

イ 第一年度収支計算

A 第一年度支出

創設費	二、〇〇〇	支配人一名分	三、〇〇〇
旅費及支度費	七、〇〇〇	販売員二十名分	三、〇〇〇
従業員渡航費			

V 海外売薬

営業所設置費	一六、〇〇〇	事務員一名分	一、〇〇〇
内 事務所諸設備費	二、〇〇〇	電話、事務器、家具其他	
内 倉庫諸設備費	二、〇〇〇	包装、荷造、用具其他	
住宅諸設備費	六、〇〇〇	支配人以下従業員宿泊所諸設備費	
広告費	四〇、〇〇〇		
内 新聞広告費	一〇、〇〇〇		
内 貼紙広告費	一〇、〇〇〇	五十万枚分	一枚二銭
内 配布用小冊	一〇、〇〇〇	二十万冊分	一冊五銭
内 広告用絵画	一〇、〇〇〇	二十万枚分	一枚五銭
内 販信用具	三、〇〇〇	販売員の薬品携帯用革包皮大トランク各二十個分其他	
内 事務費	六、〇〇〇	営業税其他	
内 営業費	六、〇〇〇	事務所及倉庫家賃	
内 家賃	三、〇〇〇	支配人給料	年額 六、〇〇〇
内 人件費	一八、〇〇〇	事務員給料	日本人一名三、〇〇〇 墨国人三名九、〇〇〇
内 労銀	一三、〇〇〇	包装荷造等の労働者給金	
内 雑費	一〇、〇〇〇	販売員の養成費をも含む	
内 消耗品費	三、〇〇〇		

輸入税 三〇、〇〇〇

墨国売価の二分

運賃荷造費 四〇、〇〇〇

墨国売価の四分
〔日本より墨都迄
墨都より各販売員手
許迄〕

日本事務所費 六、〇〇〇

計 二〇、〇〇〇

現金として必要なる額

薬品代金 三〇、〇〇〇

売上代金の五分の一を原価とす

金利 一四、〇〇〇

投資現金二十万円に対し年七分

支出総計 二六、〇〇〇

B、第一年度収入

費目金額

備考

薬品売上収入 一五、〇〇〇

計 一五、〇〇〇

売上代金一五、〇〇〇の六割販売員に三割を給し集金不能一割を見越す

C、第一年度損益計算

摘要金額

備考

収入 一五、〇〇〇

支出 二六、〇〇〇

差引不足 一一、〇〇〇

第一年度は事業開始に必要な資金を多く固定せしむる事が必要とし且つ事業も開業第一年度なるが故に損益計算は不足となる

ロ 第二年度収支計算

A 第二年度支出

費目	金額	備考
藥品原価	一八〇,〇〇〇	売上高百六十万円の五分の一
広告費	七〇,〇〇〇	
新聞広告費	三〇,〇〇〇	二大新聞に各一週一回半頁広告
内 貼紙広告費	三〇,〇〇〇	六十万枚分 一枚二銭
配布用小冊子	三三,〇〇〇	二十五万冊分 一冊五銭
広告用絵画	二五,〇〇〇	二十五万枚分 一枚五銭
事務費	六,〇〇〇	
営業費	七,〇〇〇	営業税其他
家賃	三,〇〇〇	
人件費	一八,〇〇〇	
労銀	三〇,〇〇〇	
消耗品費	七,〇〇〇	
旅費	六,〇〇〇	
輸入税	一八,〇〇〇	売価百五,〇〇〇円の二分
運賃諸掛り	三七,〇〇〇	同上四分
日本事務所費	三,〇〇〇	
雑費	三,〇〇〇	従業員養成費を含む
従業員渡航費	二二,〇〇〇	二十名の新従業員渡航費
金利	一四,〇〇〇	現金資本二十万円に対する年七分
計	四二五,〇〇〇	

B 第一年度収入

費目	金額	備考
藥品売上代金	三三〇,〇〇〇	三割を取立不能と見做し総売上高の三割を販売員六割を収入として計上す
計	五五〇,〇〇〇	

C 第二年度損益計算

摘要	金額	備考
収入	五五〇,〇〇〇	
支出	四一五,〇〇〇	
差引利益	一三五,〇〇〇	現金及藥品投資総額六十万円の現支投資二十万円に對し年七分の金利を支払ひ尚且つ三割三分の純益を見る計算

ハ 三年度収支計算

A 第三年度支出

費目	金額	備考
藥品原価	三〇〇,〇〇〇	売上高百六十万円の五分の一
新聞広告費	二〇,〇〇〇	
内 貼紙広告費	一四,〇〇〇	七十万枚分 一枚二銭
配布用小冊子	二〇,〇〇〇	七十万冊分 一枚五銭
広告用絵画	二〇,〇〇〇	四十六万枚分 一枚五銭
事務費	七,〇〇〇	

V 海外売薬

營業費	八、〇〇〇	營業稅其他
家賃	三、〇〇〇	
人件費	二三、〇〇〇	墨國人事務員一名増加
旅費	六、〇〇〇	
労働費	二五、〇〇〇	
消耗品費	九、〇〇〇	
輸入税	三三、〇〇〇	売上高百六十万円の二分
運賃諸掛り	六四、〇〇〇	売上高百六十万円の五分
日本事務所費	一五、〇〇〇	
雑費	一五、〇〇〇	
従業員渡航費	一三、〇〇〇	販売員二十名分
金利	一四、〇〇〇	現金投資二十万円の年七分
計	六七、〇〇〇	
B 第三年度収入		
費日金額		備考
薬品売上収入	八八〇、〇〇〇	売上総額の一割五分を取立不能の貸付とし従業員給与三割を差引きたる五割五分を収入として計上す
計	八八〇、〇〇〇	
C 第三年度損益計算		
摘要金額		備考
収入	八八〇、〇〇〇	
支出	六七、〇〇〇	

差引利益	三三三、〇〇〇	現金及薬品投資総額八十万円の内現金投資二十万円の対しては年七分の金利金を払ひて尚且つ三割一分の純益となる
ニ 第四年度収支計算		
△ 第四年度支出		
費日金額		備考
薬品原価	四四、〇〇〇	売上高二百三十七万五千円の五分の一
広告費	一七、〇〇〇	
新聞広告費	三〇、〇〇〇	
貼紙広告費	一七、〇〇〇	八十五万枚分 一枚二銭
配布用小冊子	二〇、〇〇〇	六十万冊分 一冊五銭
訳子		
広告用絵画	三〇、〇〇〇	六十万枚分 一枚五銭
事務費	一〇、〇〇〇	
營業費	一〇、〇〇〇	
家賃	三、〇〇〇	
人件費	二六、〇〇〇	墨國人事務員一名増加
旅費	六、〇〇〇	
労働費	三三、〇〇〇	
消耗品費	一〇、〇〇〇	
輸入税	四、〇〇〇	
計	一七三、〇〇〇	
売上	二、三七五、〇〇〇	円〇二一分

運賃諸掛り	五、〇〇〇	同上四分
従業員渡航費	一三、〇〇〇	販売員増員二十名
日本事務所費	一八、〇〇〇	
雑費	一五、〇〇〇	従業員養成費其他
金利	一四、〇〇〇	現金二十万円に対する年七分
計	八六、〇〇〇	

B 第四年度収入

費目金額	備考
------	----

薬品売上収入二、三六、七五〇 売上総額の五割二分を収入とす
 集金不能一割七分と見做す

計 一、三六、七五〇

C 第四年度損益計算

摘要金額	備考
------	----

収 入 一、三六、七五〇

支 出 八八、〇〇〇

差引 利益 四八、七五〇

現金及薬品投資総額百万円に対し現金投資ノ二十万円には年利七分を支払ひて尚且つ三割七分利益となる

ホ 第五年度以降利益予想 第五年度以降年々販路は拡

張され信用は増さるゝを以て利益率は次第に良好となり五

割以上の純益を見ることが困難ならず

へ 事業報告 毎月一日事業上の万端に就て詳細なる報告をなすものとす

六 第五年度末迄に要する資金

摘要	金額	備考
----	----	----

第一年度 四〇〇、〇〇〇 現金廿万円及薬品廿万円

第二年度 二〇〇、〇〇〇 薬品廿万円

第三年度 二〇〇、〇〇〇 薬品廿万円

第四年度 二〇〇、〇〇〇 薬品廿万円

第五年度 二〇〇、〇〇〇 薬品廿万円

計 一、二〇〇、〇〇〇 薬品及現金投資総計

七 従業員養成

墨国に於て事業を成功の域に導かんとするには先づ優良なる従業員を得ることに主力を注がざるべからず依って本企業に於ては主として富山県出身にして投資製薬業者の選抜試験による意志強固体格強健にして容姿の見苦しからざる二十歳前後の前途有為なる青年を第一年度に於て二十名以降年々二十名づゝを渡航せしめ約六ヶ月間専ら言語風俗習慣商業智識の修養等をなさしめ漸次実務につかしむるもの

とす

(「富山日報」大正十五年十月二十九日(十一月十四日))

五七 昭和三年八月 国際製薬株式会社設立

○国際製薬株式会社定款案

第一章 総則

第一条 本会社は富山県売薬を「メキシコ」及「ブラジル」

其他の海外諸国へ輸出し其販路の拡張を期する為売薬の

製造並販売を営むる以て目的とす

第二条 本会社は商号を国際製薬株式会社と称す

第三条 本会社は本店を富山市に置く

第四条 本会社の資本金は壹百万円とす

第五条 本会社の公告は所轄区裁判所の登記事項を公告す

る新聞紙中の一新聞紙に掲載す

第二章 株式

第六条 本会社の株式は式万株とし壹株の金額を五拾円とす

第七条 本会社の株券は壹株券、五株券及拾株券の参種とす

株主は株券の分合を請求することを得す

第八条 本会社の株券は記名式とす

第九条 株金の払込は壹株に付第壹回を拾式円五拾銭とし

第貳回以後は事業の必要に応じ取締役会の決議を以て其の払込金額及期限を定め三十日以前に株主に通知すべし

但し第貳回以後の払込金額は一株に付金拾式円五拾銭以内とす

第十条 株主払込期日に株金の払込を為さざるときは其の

払込むべき金額に対し百円に付金四銭の割合を以て遅延

利息を徴すべし

第十一条 株式の譲渡に依り株券の名義書換を為さむとす

るときは当事者連名の書面を作成し之に株券及証拠書類を添へ本会社に其の請求を為すべし改氏名又は相続等に

依り株券の名義書換を為むとするときは株券戸籍抄本若

は其の他証拠書類を添付することを要す

代理に依り前項の請求を為す場合は其の代理権を証する

書面の提出を要す

は必要ある場合に之を開く

第十二条 汚損若は毀損したる株券の引換を為さむとする

第十七条 株主総会の議長は社長之に当る社長事故あると

株主は株券引換請求書に株券を添へ本会社に提出すべし

きは常務取締役之に代り常務取締役事故あるときは他の

株券を亡失したる株主は其の事由を詳記したる書面を作

取締役中より之を代理す

成し保証人弑名以上の連署を以て本会社に新株券交付の

第十八条 総会の決議にして可否同数なるときは議長之を

請求を為すことを得此の場合に於て請求者の費用を以て

決す但し商法第二百九条の適法を受くる場合は此の限に

其の旨を公告し参拾日を経るも株券を發見せざるときは

あらず

新株券を交付す

第十九条 株主は本会社の他の株主を代理人として其の議

第十三条 前二条の場合に於ては株券壹枚に付左の手数料

決権を行ふ事を得

を徴すへし

第二十条 株式総会の議事及決議は議事録に記載し議長及

株券名義書換拾銭

出席株主弑名之に署名捺印すへし

株券引換及新株券交付五拾銭

第四章 役員及取締役会

第十四条 株主は株式取得のとき其の氏名住所及印鑑を本

第二十一条 本会社に左の役員を置く

会社に届出つへし其の変更ありたるとき亦同し

取締役 五名

第十五条 本会社は定時総会前参拾日を超えざる期間株式

監査役 三名

の譲渡に因る名義書換を停止す

第二十二条 取締役及監査役は株主総会に於て百株以上を

第三章 株主総会

所有する株主中より之を選挙す

第十六条 定時株主総会は毎年 月之を開き臨時株主総会

第二十三条 本会社には取締役会の決議に依り相談役を置

くことを得

第二十四条 取締役在任中は其の所有の株式百株を監査役に供託すべし但し其の株式は退任するも株主総会に於て其の在任中取扱ひたる事務の承認ありたる後に非されは之を還付せず

第二十五条 取締役中より社長を互選す又必要ある場合は取締役会の決議を以て事務取締役を置くことを得

第二十六条 社長は本会を代表し取締役会の議長となり会社一切の業務を総理す

常務取締役は社長を補佐して会社の業務を掌理し社長事故あるときは之を代理す

第二十七条 取締役の任期は三ケ年とし監査役の任期は二ケ年とす但し任期が最終の配当期に關する定期総会前に満了したるときは其の総会の終結に至る迄其の任期を伸張す但し取締役の一部又は監査役の一部のみ選任するときは其の任期は他の在職取締役又は監査役の残任期間に同じ

第二十八条 取締役又は監査役に欠員を生したるときは臨時株主総会を開き補欠選挙を行ふ但し法定の員数を欠かざる限りは次回の改選期迄之を延期することを得

第二十九条 取締役及監査役の報酬は株主総会の決議を以て之を定む

第三十条 取締役会は取締役を以て組織し諸規程の制定事務員の任免其の他重要な事項を議決するものとする

取締役会は社長之を招集し議事は出席取締役の過半数を以て決す可否同数なるときは議長之を決す

第五章 計算

第三十一条 本会社は毎年月の終に於て諸勘定を決算す

第三十二条 損益計算の毎期総益金より総損金を控除し残額を純益金とす

純益金の百分の五を以て役員賞与金に充つ

配当金の割合は株主総会に於て之を決議す但し決算の都合の都合に依り次期へ繰越金と為すことを得

第三十三条 株主配当金は当該営業期の最終日に於て株主名簿に登録せられたる株主に支払ふ者とす

付 則

第三十四条 本会社の負担に帰すへき設立費用は参千円を

限度とす

○發起人

上新川郡

金岡又左衛門 米田元吉郎 畠山小兵衛 森正太郎 竹島

寛 赤祖父牛松 平井嘉之 安井文雄 池上健二 飯倉平

兵衛 宮城彦次郎

中新川郡

齋藤仁左衛門 加藤金次郎 石金長四郎 石黒七次 小松

武右衛門 鷹取政次郎 藤木治郎半 荒木甚助 香川保忠

下新川郡

米澤與三次 谷欽太郎 濱松與八郎 西田厚良 高野由次

郎 中田六郎平 寺田孫右衛門 森丘寛平 濱松與三嗣

漆間唯一 竹内孫三右衛門 濱田長次郎 竹内啓三

婦負郡

浅野長太郎 井上清孝 岡崎佐次郎 舟木定治 内山松世

若林松次郎 若林為太郎 久保平次郎 石原正太郎 内田

佐孝 株式会社茶木谷廣貫堂 榎野吾一 川崎せき 坂井

庄次郎 井登つる 平田安太郎

射水郡

八島八郎 片口安太郎 岩脇孫八 中西清八 南林仁十郎

宮林彦九郎 堀二作 金木喜作 堀豊 竹内喜平 老田伊

則 松長茂 結城孫四郎 秋元伊平 川除甚吉 渡邊八三

郎 澤田健二 針山清三 正力正助 鈴木外雄 谷道五郎

次 橋林太郎 藤岡五郎平 木倉虎松 麻生正蔵 江尻豊

太郎 堀田勝文

氷見郡

堀野與右衛門 本川藤三郎 網野彦左衛門 湊嘉平次 田

中房次郎 大西篤示 廣瀬鎮之 萩野一朗 中辻喜次郎

束波郡

佐藤助九郎、田中清文 根尾宗四郎 櫻井宗四郎 岡本八

平 山田正年 神田七次郎 菅野裕次 安念次郎左衛門

金榮庄太郎 大井長平 吉田久兵衛 根尾長次郎 吉田儀

作 神澤新右衛門 野村理兵衛 荒木文平

西砺波郡

高廣次平 加賀四郎 岡本吉次郎 吉田仁平 江守與三平

富田茂正 官長成 松村謙三

富山市

蓮沼安太郎 中田清兵衛 須田藤次郎 三井治平 大場彦

三郎 藤井論三 永井庄一郎 蓮沼友次郎 金井久兵衛

古川小三郎 阿部初太郎 密田勘四郎 吉本理八郎 高桑

直助 密田林蔵 密田兵蔵 堀彦次郎 山田信昌 松井伊

兵衛 澤田金太郎 橋文蔵 安達敬直 田中清衡 吉田外

次郎

高岡市

菅野傳右衛門 荒野權四郎 片岡若太郎 木津太郎平 金

田眉文 井上策 荻布宗四郎 井上塩六 藤平長門 三谷

長八郎 荒井健三 菅池岩吉

(「北陸薬報」昭和二年一月二十日・二月五日)

○国際製薬募株

公募一萬二千

白上前富山県知事の斡旋に依り本県売薬をメキシコ及びブラジル其の他海外諸国へ輸出し其の販路の拡張を期する為め売薬の製造並に販売を営むべく資本金百万円を以て創立

せんとする国際製薬株式会社は其の後白上知事の転出に依り稍や其の機先を殺がれたる観があつたが県商工課、売薬同業組合及び発起人が全力を挙げて其の成立を急ぎ白根現知事亦本年度に於て二万円の県補助金交付を言明したので愈々生氣づき茲に株式公募の運びとなつたが二万株の内既に発起人に於て引受の決定したものが八千三百株に達して居り公募に付するのは残り一万千七百株であると

(「富山商業月報」昭和二年八月十五日)

○株式申込書、発起人の住所氏名、引受株数

三銭収入
印紙貼用

株式申込書

一 国際製薬株式会社株式

株

此金額 一株ニ付金五十円

此申込証拠金 一株ニ付金二百五十銭

中込総株数カ募集株数ヲ超過シタル場合ニハ此中

込株数ヨリ少数ノ株式ヲ割当相成候共異議無之候

右ハ貴会社定款並ニ左記ノ事項承認ノ上前書ノ株式引受申

候依テ証拠金相添申込候也

但シ拙者ニ於テ第一回払込期日ヲ経過シ払込ヲ怠リタルトキハ
 証拠金ノ返還ヲ請求セサルコトヲ承諾仕候

住所

昭和二年 月 日 株式引受申込人

国際製薬株式会社発起人御中

一定款作成ノ年月日 昭和二年八月一日

目 的 富山県充葉ヲメキシコ及ブラジ
 ル其他海外諸国へ輸出シ其ノ販
 路ノ拡張ヲ期スル為メ充葉ノ製
 造並ニ販売ヲ営ム

一 商 号 国際製薬株式会社

一 資 本 金 一 百 万 円

一 一 株 ノ 金 額 金 五 十 円

一 第一回ノ払込金額 一株ニ付金十二円五十銭

一 取締役ノ有スヘキ株式数 一 百 株 以 上

一 本 店 所 在 地 富 山 市

一 公 告 方 法 本店所在地裁判所ノ公ホヲ為ス
 新聞紙ノ内一程

一 会社ノ負担ニ属ス可キ創立費用 金三千円以内

一 昭和三年八月三十一日迄ニ本会社ガ成立セザルトキハ
 本株式ノ申込ヲ取消スヲ得ル事

一 申込株数ノ割当ニ就キテハ発起人ノ処置ニ異議ヲ挟マ

ザル事

発起人ノ住所氏名及其引受株数

株数	住 所	氏 名
一千株	富山県富山市東四十物町三十五番地	中 田 清兵衛
五百株	同上新川郡新庄町新庄三十八番地	金 岡 又左衛門
三百株	同上富山市桜木町七十七番地	蓮 沼 安太郎
二百株	同上千石町百二十八番地	藤 井 諭 三
二百株	同上安野屋町二百四十番地	都 留 競
一百五	同上新川郡東岩瀬町大字東岩瀬町百十六番地	米 田 元吉郎
一百五	同上新川郡入善町入膳五千二百三十七番地	竹内弥三右衛門
一百株	同上婦負郡百塚村百塚六十七番地	石 原 正太郎
一百株	同上新川郡大広田村大村九十五番地	飯 倉 平兵衛
一百株	同上富山市元町十番地	井 上 東 策
一百株	同上富山市東三番町十五番地	蓮 沼 友次郎
一百株	同上新川郡経田村浜経田三十九番地	浜 田 長次郎
一百株	同上郡石田村浜石田七十三番地	浜 松 与八郎

一百株	同	富山県上新川郡東岩瀬町大字東岩瀬町三番地	島山	小兵衛	一百株	同	富山県西砺波郡戸出町戸出七百八十六番地	吉田	仁平
一百株	同	県氷見郡氷見町湊十八番地	本川	藤三郎	一百株	同	県東砺波郡中田町五千八百八十四番地	吉田	儀作
一百株	同	県射水郡横田村横田二千五百二十七番地	堀	二作	一百株	同	県西砺波郡福岡町千九百九十番地	高広	次平
一百株	同	県氷見郡氷見町加納四千三百八番地	堀	与右衛門	一百株	同	県射水郡大江村西高木五百五十二番地	竹内	喜平
一百株	同	県富山市一番町三十二番地	大場	彦三郎	一百株	同	県射水郡守山村守山二百四十一番地	橘	林太郎
一百株	同	県氷見郡宇波村宇波四千九百二十四番地	萩野	一朗	一百株	同	県下新川郡入善町入膳五千二百三十五番地	竹内	啓三
一百株	同	県富山市清水町百番地	押田	勇次郎	一百株	同	県東砺波郡福野町福野千三百十六番地	田中	清文
一百株	同	県氷見郡女良村中波四百五十五番地	大西	篤示	一百株	同	県富山市材木町五番地	高桑	直助
一百株	同	県西砺波郡石動町福町千四百六十番地	岡本	吉次郎	一百株	同	県上新川郡奥田村下新五十九番地	竹島	寛
一百株	同	県東砺波郡五鹿屋村五郎丸村六千百十九番地	岡本	八平	一百株	同	県東砺波郡庄下村矢木四十二番地	根尾	宗四郎
一百株	同	県婦負郡八尾町宇東町二千百五番地	川崎	順二	一百株	同	県下新川郡二日市町三日市三千三百三十三番地	中田	六郎平
一百株	同	県射水郡小杉町戸破六千三百六十二番地	片口	安太郎	一百株	同	県高岡市小馬出町二十六番地	室崎	間平
一百株	同	県中新川郡西加積村下梅沢千三百八十六番地	香川	保忠	一百株	同	県下新川郡生地町山新九百十七番地	漆間	唯一
一百株	同	県同郡滑川町大字大町千七百四十二番地	加藤	金次郎	一百株	同	県東砺波郡城端町五百七十九番地	野村	理兵衛
一百株	同	県下新川郡入善町入膳五千二百三十二番地	米沢	元貞					

一百株 同	県射水郡新湊町放生津千七百五十四番地	八島八郎	一百株 同	県上新川郡東岩瀬町大字東岩瀬町九十三番地	宮城彦次郎
一百株 同	県富山市仁右衛門町十番地	山田信昌	一百株 同	県射水郡大門町枇杷首六十番地	正力庄助
一百株 同	県同市古鍛冶町九十番地	松井伊兵衛	一百株 同	県氷見郡藪田村小杉二百十四番地	広瀬鎮之
一百株 同	県同市中野新町八十四番地	古川小三郎	一百株 同	県上新川郡堀川村大町六十番地	平井嘉之
一百株 同	県高岡市油町二十六番地	藤平長門	一百株 同	県同郡東岩瀬町大字東岩瀬町百八番地	森正太郎
一百株 同	県下新川郡村椿村荒俣百二十五番地	寺田孫右衛門	一百株 同	県富山市木町六十五番地	須田藤次郎
一百株 同	県東砺波郡城端町五百十一番地	荒木文平	一百株 同	県高岡市木舟町三十六番地	菅野伝右衛門
一百株 同	県高岡市源平町七十六番地	荒井建三	一百株 同	県同市御馬出町四十七番地	菅池岩吉
一百株 同	県中新川郡上市町三十八番地	荒木甚助	株式申込所並払込金取扱所		
一百株 同	県東砺波郡柳瀬村東開発四百五十四番地	佐藤助九郎	一	富山市東四十物町	株式会社 十二銀行本支店
一百株 同	県富山市荒町十八番地	沢田金太郎	一	同 市中町	株式会社 四十七銀行本支店
一百株 同	県高岡市利昼町二十一番地	佐渡養順	一	同 市一番町	株式会社 富山銀行本支店
一百株 同	県同市上川原町三十三番地	木津太郎平	一	同 市荒町	株式会社 富山商業銀行本支店
一百株 同	県西砺波郡松沢村小神五百九十二番地	宮長成	一	高岡市守山町	株式会社 高岡銀行本支店
一百株 同	県富山市泉町三番地	密田松太郎	一	上新川郡東岩瀬町	株式会社 岩瀬銀行本支店
			一	中新川郡東水橋町	株式会社 水橋銀行本支店

V 海外売薬

- 一 中新川郡滑川町 株式会社 滑川銀行本支店
- 一 下新川郡入善町 株式会社 両越銀行本支店
- 一 婦負郡四方町 株式会社 永守銀行本支店
- 一 射水郡小杉町 株式会社 小杉銀行本支店
- 一 氷見郡氷見町 株式会社 氷見銀行本支店
- 一 東砺波郡出町 株式会社 中越銀行本支店
- 一 富山市総曲輪百八十番地 国際製薬株式会社創立事務所

(内藤記念くすり博物館蔵)

○設立

資本金百万円を以て富山市に設立の国際製薬株式会社は既に第一回の払込を完了し八月十七日県会議事堂に於て其の創立総会を開き定款の議定及び創立費用を承認の上左の如く重役を選任し更に取締役に於て社長互選の結果金岡又

左衛門氏当選した

△取締役 金岡又左衛門、藤井諭三、都留鏡、石渡吉次、

飯倉平兵衛、長谷川正義、橋文蔵

△監査役 前田利功、中田清兵衛、香川保忠、中山太一

因に同社では今十五日富山商工会議所に於て重役会を開き

事業計画其の他に關し協議打合せを為す筈である

(「富山商工月報」昭和三年九月十五日)

○株主總會

富山市の国際製薬株式会社では去月二十八日富山商工会議所に於て第一期定時株主總會を開き第一回營業報告書、貸借対照表財産日録、損益計算書承認及定款変更の件を可決し尚ほ取締役及監査役各一名補欠選挙の結果取締役に香川保忠、監査役に須出藤次郎両氏当選したが其の利益金処分左の如し

当期益金 七、〇七二、二八〇
 当期損失金 三六、七五四、七四〇
 差引欠損金 二九、六八二、四六〇

内

県費補助金にて充当 二〇、〇〇〇、〇〇〇
 後期繰越欠損金 九、六八二、四六〇

(「富山商工月報」昭和四年九月十五日)

五八 昭和三年九月 奉天売薬組合へ営業規則改正

請願

益々御清榮之段慶賀候 陳者今般関東庁令売薬営業規則改正の請願に關し御照会相成候案に對しては当組合に於ても至極賛成に有之候何卒其目的達成に極力御尽力相成様仕度尚左記の件に付可然御配慮被成下候はゞ幸甚に有之候茲に併せて遙かに敬意を表し候 敬具

富山県売薬同業組合長 飯倉平兵衛

奉天売薬組合長 中江十五郎殿

(富山県売薬同業組合沿革史)

五九 昭和三年十月 関東庁より売薬営業規則改正

につき回答

関第一八五八〇号の二

昭和三年十月八日

関東庁警務局長

富山県売薬同業組合組長殿

配置売薬に關する件

九月二十九日付を以て配置売薬の件に關し御照会有之候処現に販売しつゝある売薬に對しては貴見の通に有之候へども鐵嶺開原の如く新に輸入販売せむとするものは許可を要する儀を御承知相成度候也

追て御要旨の趣懸念各警察署長に通知致置候条申添候

今般関東庁売薬営業規則改正の結果、爾來本県より同地に輸出せし売薬も本年十二月十一日迄に同庁の許可を受くるを要することゝ相成營業者に於て目下その手続き中に有之候而て同規則發布当時既に配置に係る売薬は付則本令施行の際既に販売する輸入売薬は本令施行の日より六ヶ月間第二條の規定に拘らずこれを本年十二月十一日までには販売差支なき儀と被存候処別紙の通り業者の陳情に依れば鐵嶺、開原の兩警察署に於ては従来配置しある売薬は絶対に禁ぜられ、之が為め旅先の行商者殆ど休業の状態にて甚だ困難罷り在る趣きに有之候若し是が延びて他の警察署も同様の措置に出でらるゝに於ては少くとも五拾万円価格の本県売

業は遂に廃業の已むを得ざるに至るべく之本県売業産業上
 洵に心痛に堪へざる次第に有之候以上につき何卒御庁より
 関東庁へ対し既に輸人行商販売に係る売業は本年十二月十
 一日まで販売を差許さるべく様御配意御交渉を相賜はり度
 茲に事情を具し奉御願ひ候也

昭和三年十月二十七日

富山県売業同業組合組長 飯倉平兵衛

富山県知事殿

〔富山県売業同業組合沿革史〕

本 昭和三年十一月 大阪・富山の業者、関税法

につき陳情

◇大阪売業組合より本県売業同業組合への通牒

昭和三年十月二十二日 大阪売業同業組合

拝啓時下晩秋の候益々御清穆の段賀奉候

陳者今回支那国民政府の提案に係る関税法は売業に營業税
 率内種を適用し正税五分の外に半税（付加税）従価一割二

分五厘の恰も奢侈品に均しき高税を課せらるゝやに仄聞仕
 り候 本組合は大正十年九月支那特命全權公使並に上海総
 領事、田中外務大臣に対し税率引下げ方に関し御配慮を乞
 ふ旨稟請すると共に陳情書提出仕り置き候間貴組合に於て
 も本件に関し最善の方法につき御尽力相願ひ度御依頼申上
 候 草々

◇本県売業同業組合よりの陳情嘆願書

昭和三年十一月二日

富山県売業同業組合組長 飯倉平兵衛

支那特命全權公使 芳澤謙吉殿

支那上海総領事 矢口七太郎殿（各通）

今回支那国民政府の提唱に係る関税同付加税中丙種の各税
 化学品中に売業を加へ奢侈品と同一の重税を課せらるゝや
 に及聞候ところ斯くては我対支貿易上影響を来すのみなら
 ず同国民の保健衛生上至大の關係を醸すこと相認め候につ
 き別紙陳情書を外務大臣商工大臣に提出致し置候について
 は事情御洞察を賜はり売業類に対し何卒相当等級に引下げ
 る様御尽力被成下度茲に種々して懃願候

陳 情 書

富山県売薬同業組合組長 飯倉平兵衛

外務大臣、商工大臣宛（各通）

（富山県売薬同業組合沿革史）

謹みて奉陳情候、仄聞する所に、擬れば今回支那国民政府の提唱に係る関税同付加税中丙種の各種化学品中に売薬を加へ正税従価五歩の外付加税として一割二歩五厘を課し、恰も奢侈品に等しき高税を課せらるゝと果して然りとせば、これ真に意外とする所にして、唯驚愕の外無之候。これを支那側より觀るに、売薬の輸入奨励は支那国民済生上の福音なるにも拘らず、売薬の輸入税引上げは病者の負担を加重し、延いては国民保健上に至大の悪影響を及ぼし、人道上海に誤れる政策なりと信じ候。又我国売薬輸出上より見るも、若しこの提案にして成立せんか、数十年の苦心により得たる商業的基礎は忽ちにして破壊せられ、当業者の悲境に陥るは、勿論国家対外産業消長に關し、殊に売薬を唯一の物産とする本県の如き一大撃を蒙るは必然にして、夫に憂慮に堪へざる次第に有之候。以上の理由により、民国売薬輸出上差等税率中丙種に含まるゝ他の化学品と區別し、売薬類の等級引下方御考慮賜はり度、茲に組合を代表し、謹んで御願仕り候。

昭和三年十一月二日

六一 昭和四年三月 國際製薬株式会社メキシコ支店設置

売薬は本県に於て米に並く重要物産にして、逐年産額を増加し、今や年産額參十方圓に達し、別項の如く同業組合の設立ありて、斯業の振興を計りつゝありと雖も、之か販路は主として内地にして支那、南洋等の海外に輸出するもの數拾方圓に過ぎざる状態なるを以て、昭和元年度に於て本県知事の提唱に基き、売薬を中米メキシコ其他へ輸出せんか、為め株式會社設立の議起り、遂に昭和三年八月資本金壹百萬圓の國際製薬株式會社の設立を見るに至り、本県売薬業者は勿論、県外に於ける援助者を網羅し、愈々昭和四年三月中メキシコ市に支店を設置し、同六月より開業せり。依て県に於ては、昭和三年度に右會社重役の販路先視察費並宣伝費の方へ

奨励金貳万円を交付し以降毎年相当県費補助金を下付しつゝあり。本事業は県下売薬の新生面を開き且又我國産業貿易の消長にも影響すへき新販路を求めむとする實に容易ならざる事業なるを以て、宣伝調査等に多大の犠牲と経費を要し、為に会社の資力並県の援助のみにては到底其の目的を達成すること困難に付、予て該会社長又は本県売薬同業組合組長より相当両庫補助金下付方主務省へ申請中にあり。

(「富山県の売薬」・富山県立図書館蔵)

六〇三 昭和八年五月 滿蒙輸出組合の設立計画

富山県では滿蒙輸出組合設立に大体方針を見、二十六日県会議事堂に於て創立委員会開催の上同組合定款及び八年度収支予算等付議し確定の筈であるが右設立要項によれば組合事務所並に出張所を富山市に置き出資一口百円とし百口老万円で八年度第一次計画によると予算額九千円で内収入分賦金六百元(業者三十名、年額二十円)斡旋手数料三千円(年額六万円の百分の五)国県補助金五千參百元等と

し支出に於ては創立費百円、出張所費五千七百円、事務費千六百元、事業費千參百元等であるが本県主要物産中売薬を第一に製綿、炭化石灰、人造肥料、板紙、護謄靴、木工品、薬工品、織物、銅品、漆器、水産物、農産その他雜貨類の對輸出貿易の振興を図るため共同施設の基礎を固めた上漸次事業の進展を期するもので、現在県下に於ける滿州輸出業者の主なるものを業別に示せば左の通である

- △売薬 富山市富山薬剂株式会社△富山市富山薬業株式会社△富山市富製薬株式会社△富山市株式会社廣貫堂△富山市株式会社師天堂△富山市久保彌一郎△富山市久保彌之助△富山市笹山林蔵△富山市宮本慶喜△富山市佐藤菊次郎△富山市久保清忠△富山市島伊兵衛△富山市石黒岩太郎△富山市長谷川伊三郎△東水橋町直江宗吉△東水橋町配薬株式会社△東水橋町渡邊儀三郎△東水橋町横山藤吉△東水橋町河合小平△打綿 高岡市高岡打綿株式会社△東砺波郡北陸綿業株式会社△捺染サロン 高岡市日本プリント工場△風呂敷 高岡市丸二友禪工場△木工品 東砺波郡塚田木工株式会社△玩具、運動具 西砺波郡大

平木工株式会社△綿織物 西砺波郡戸出物産株式会社△
漆器 富山市増山三郎兵衛△富山市野入作平△鯉桜干
氷見町七尾松次郎△氷見町堀野安太郎△氷見町其他△塩
鱈鱒 東岩瀬町佐渡傳二△蛭 東岩瀬町尾山松次郎

(「薬都の産業」昭和八年五月十五日)

六〇三 昭和八年九月 満州に製薬会社創立準備

満州の大同製薬株式会社創立準備はその後着々進んで持
ち株割当て量が決定次第おそくも十月中旬までには会社創
立の運びとなつてゐる、同社資本金は一株五十円、五百万
円四分の一払込みで一般公募はしない事になつてゐるが本
社を満州国新京に、工場を新京或は吉林に設置する予定で
会社創立は日滿経済プロツク並に満州国産業開発の意味か
らも計画実現は各方面から期待を受けてゐるものである
そこで同社事業計画を見ると医薬、工業製品の原料製造
を大綱とし、食品原料及び薬草類の栽培を実施する予定
をたてゝゐるが差し当り着手する品目は▽苧麻子、麻子

油▽薄荷腦、薄荷油▽甘草▽除虫菊▽製人參▽エフエド
リン▽新薬複方エフエドリンシロップ▽新薬フスチン▽
緩和下剤ラキソール▽新薬ピラゾーン▽新薬アノラーミ
ン▽アミグダリン▽デアスターゼアグルタミン酸ソーダ
▽活性炭素

となつてゐる、然して資本金の四分一払込の百廿五万円に
よる第一期の企業日論見八十万円を以て薬草栽培地を購入
し十六万円を以て薬草倉庫及同社宅を建設する。

(「薬都の産業」昭和八年九月十五日)

六〇四 昭和九年 海外売薬の届出

輸出又は移出する売薬は、免許の手段を要せず単に届出
にて可なり(法、二〇)

其届出は売薬発売免許申請書の内容の他同輸出(移)先
を記載すべし(勅令、一)

輸(移) 売薬は、売薬営業者の資格、毒、劇薬配伍、
効能、広告に関して特に規定を適用せられず、全く自由と

す。(法、二十)

但し衛生上危害を生ずるの虞あるものに対しては、この廃棄を命じ、又は直接廃棄し、其他必要なる処分をなし、営業を禁じ、停止せらる(勅令、二)

輸移出の売薬の相続継承、廃棄、譲渡、死亡、失踪、等の場合は内地売薬の場合と同じ手続をなさざるべからず(勅、二) 違反科料。 (『日本薬劑要義』)

六〇三 昭和十年四月 満蒙売薬の進出企画

本県物産の満蒙進出熱は満州に在任して事情に精通してゐる松岡経済部長を迎へたことによつてますます拍車をかけつゝあるが、県当局ではこれを好機としてまづ富山売薬の満蒙進出をはかるべく四月廿六日午前十一時半から売薬界の有力者中田清兵衛、金岡又左衛門、藤井諭三、荒木、宮崎、西田売薬同業組合正副組合長、橋文蔵、飯倉平兵衛、長谷川儀作氏らの参集を求め松岡経済部長、西尾商工水産課長ほか関係者が出席して具体的実行方法につき懇談をと

げるところあつたが、県は近く斯界の有力者を満蒙に視察員として派遣し満蒙の实情に即した製劑と販売方法を立てた上で実行に移すはずである。まづ最近まで関東軍特務部にゐた松岡経済部長から満蒙の経済事情をつぶさに報告あり、同部長司会の下に本県売薬の振興策を付議した結果松岡経済部長が六月に渡満するを好機に売薬市場調査のため調査委員を特派すると同時に県当局でも輸向売薬の生産を奨励し積極的援助につとめ、県対岸貿易振興会とはかつて販路の拡張につとめることを申し合せ、更に満蒙に共同的売薬製造会社設立の可否などにつき協議したが、いづれ实地調査の上具体的振興策を樹立することゝなつた。

本県売薬の満州進出策につき近く第二次懇談会を開いて具体化することになつたが県当局は廿六日の懇談会で業者の意見を徴した結果現在のようにな業者が個々に満蒙に進出して販売競争をやることは実績を期待することが出来ないといふので県当局としては当業者をして販売区域を協定せしめ満蒙の主要地に共同経営の製劑工場を設置し統制ある計画のもとに全面的に進出をやらうといふことに大体

方針を定めた。

〔薬部の産業〕昭和十年五月十五日

六〇六 昭和十年十月 奉天の廣貫堂製薬工場建設趣

意書

一 建設予算五万円を計上して満洲国奉天に製薬工場を設
け製薬並に販売を行ふこと。

二 生産並に販売の統制を期する意味において廣貫堂の名
義を借りること。

三 建設費の財源は半額（二万五千元）を県費補助交付に
待ち四分ノ一は廣貫堂が出資、残りは一般同業者より募
集すること。

四 名義は廣貫堂となすも実質においては廣貫堂と別個の
ものとなし匿名組合組織となすこと。

然して製薬工場建設予定地は、奉天鉄西奉天工業土地股
份有限公司所々有の工場地帯中約千坪を買収する計画のも
ので、この経費は次の如き予算である。

▽土地買取費（千坪） 四千元

▽建物費（百五十坪） 二万五千元

▽敷地耕地費 二千元

▽雑費 三百円

▽建築準備費 千円

▽設備費 四千元

▽暖房装置備品費 千五百円

▽井戸炊事場費 四百円

合 計 三万九千二百円

尚、人件費関係予算は次の通りである。

▽支店長給料（年俸） 千二百円

▽女工費（五人） 二千四百円

▽炊事費 九百六十円

▽電燈薪炭費 百五十円

▽小使給料（一人） 三百円

▽雑給 三百五十円

▽旅費 百五十円

▽雑費 四百円

▽予備費 百五十円

▽広告宣伝費 五千八百円

以上総合計 五万円

(「薬都の産業」昭和十年十月十五日)

六〇七 昭和十一年十一月 奉天の廣貫堂役員

△理事 長澤米太郎 金尾義信 村田藤太郎 北川政次郎

畑亀次郎 株式会社師天堂代表 富山薬剂株式会社代表

株式会社厚生師天堂代表 保壽堂製薬株式会社代表 越

中薬業株式会社代表

△監事 北川東二 米澤正介 株式会社富山精壽堂代表

株式会社博愛堂代表 株式会社仁濟堂代表 株式会社茶

木谷廣貫堂代表

△顧問 富山県知事土岐銀次郎 総務部長小早川貞登 経

済部長松岡四郎 警察部長竹谷源太郎 富山県売薬同業

組合組長荒木其助

△参与 商工水産課長宮崎和清 衛生課長平山長蔵 衛生

技師木庶英猷 商工主事松岡正蔵 富山県売薬同業組合

事務長羽根芳一

△相談役 富山県売薬同業組合富山支部長 四方同 滑川

同 小杉同 水橋同 高岡同 上市同 中加積同 岩瀬

同 中田同

(「富山県売薬同業組合沿革史」)

六〇八 昭和十一年十二月 奉天の廣貫堂敷地買収計

画

満洲売薬富山県廣貫堂常務理事村田藤太郎氏は、過般米

同廣貫堂の奉天駅付近の製剤所敷地買収契約並に満洲国政

府に援助依頼のため渡満中であつたが去る二十二日帰富し

たので二十四日富山廣貫堂内の事務所にて理事、監事会

を開催し村田氏から報告あつたが買収坪数は千五百坪で一

切の手續きを了し満洲国政府からの正式認可を待つて土地

会社との間に正式買収契約を了することになってをり、着

工は明春五月頃の予定である

(「富山日報」昭和十一年十二月二十五日)

六九 昭和十一年 滿州国向け売薬方名と包装

方名	製造所	効能	定価	包装	地色	色彩	文字	備考
平熱散	露西葯房	傷風、寒冒、時令	大洋、三	白袋	白	紅	黒	
生血靈	慶楨徳大葯房	婦女経脈不調	同、三	円筒入	赤黄	！	藍	
産界宝	同	産後諸症	同、三	箱入	濃赤	藍、青	白	淡青色セロファン包
世界唯一驅邪保 靈油	同	癩癧	同、三	瓶入	白	！	黒	男擦陽物女擦陰戸
百驗百効金竜丹	同	瘰癧、鼠瘡、魚口 便毒	同、三	袋入	同	藍、赤	赤	青天白日旗及滿地紅旗
立止牙痛散	同	牙痛	同、三	同	同	暗青	暗青	
救急心疼散	同	心口疼痛、燒心、 吐酸水	同、三	同	同	藍、赤	藍、青	青天白日旗及滿地紅旗
化積去根藥	同	肚疼、痢疾	同、三	同	同	紅、青	紅	
哈郎清血藥	順和公司	梅毒	二、三	瓶入	灰青	赤金	黒白抜	
哈郎淋濁丸	同	淋病	二、三	同	白	赤	赤	
奇應丸	樋屋合資会社	小兒ひきつけ	一、三	桐箱入	淡褐	淡褐	黒	
兒童遺尿藥	五洲大葯房	小兒遺尿	一、三	瓶入	白	黒、青	同	
五洲杏仁霜	同	潤肺化痰	一、三	ボール 箱入	黄、青	青	青	
花柳掃毒丸	同	花柳病	一、三	褐色瓶入	白	同	同	
急慢驚風	同	小兒驚風	一、三	杏瓶入	同	同	黒	
立癒耳聾藥	同	耳鳴藥	一、三	同	同	同	同	
明目精琦水	五洲大葯房	眼疾	一、三	同	淡紅	赤	同	
月月紅	同	調経活血	一、三	丸 箱入	淡緑	赤、橙、 青	赤、 藍	

V 海外売薬

方名	製造所	効能	定価	包装	地色	色彩	文字	備考
健腦固精補腸健胃樹皮丸	同	腦病胃病	一、〇〇	瓶入	橙赤	青、黄	赤、青	
肋肺呼吸香膠	同	止咳化痰痰多	一、〇〇	管入	紫	金、赤、藍	赤、青、白	
横痃消毒膏	同	横痃	一、〇〇	同	青	藍及樟	黒	
痔瘡止痛膏	同	痔疾	一、〇〇	アルミニウム管入	白	セピア	黒	
麦精魚肝油	同	強壯	一、〇〇	瓶入	青	青、黄	黄	
保肺漿	同	肺、呼吸器病	一、〇〇	瓶入	赤	花模様	黒	
燕医生除痰藥	同	呼吸器病	一、〇〇	同	白	青緑	セピア	
頭痛健腦靈	同	健腦	一、〇〇	袋入	同	同	同	
燕医生補丸	同	便秘、肝経諸病	一、〇〇	瓶入	同	黒	黒	
如意膏	同	外傷、疼痛	一、〇〇	管入	同	赤	赤	
韋廉士吸入止咳片	同	頭痛、傷風	一、〇〇	瓶入	同	桃	黒	吸入治癒
韋廉士消痰半夏	同	痰	一、〇〇	罐入	同	橙、赤	同	
兜安氏馳名藥羔	同	梅毒	一、〇〇	同	同	同	同	
兜安氏補肺聖藥	同	咳嗽	一、〇〇	瓶入	同	同	同	
麦精魚肝油	同	強壯	一、〇〇	同	同	同	同	
内服化痔靈	同	痔瘡	一、〇〇	同	同	同	同	
Kalmine	同	頭痛	一、〇〇	管入	同	同	同	
人宝珠珀驚風丸	同	驚風	一、〇〇	瓶入	同	同	同	
神効驚風丸	同	腹痛	一、〇〇	同	同	同	同	
萬病時症丸	同	疫痢、食あたり	一、〇〇	瓶入	同	同	同	
雙料參茸再造丸	同	老病恢復	一、〇〇	同	同	同	同	

方名	製造所	効能用途	用	法	地色	色彩	文字	備考
内消山楂丸	和堂	胃、嘔吐、悪心	同	毎回三匁を姜湯又は白湯で服下す	白	紫、藍	燕、赤	
橋核疝氣丸	同	陰腫、腹痛、畢丸偏墜	同	毎回三匁を温酒にて送下す	同	同	同	
參蔗理肺丸	同	感冒、咳嗽、傷風	同	毎回三匁を生姜湯にて嚥下す	同	同	同	
檳榔順氣丸	同	赤白痢疾	同	毎回大人一匁小兒半量姜湯にて服す	同	同	同	
黃連上清丸	同	咽喉痛、齒痛	同	毎回一匁五分乃至二匁茶で服す孕婦勿服食	同	同	同	
附子理中丸	同	腹痛、霍亂	同	毎回一匁宛生姜でのむ	同	同	同	
慈航丹	同	婦人經脈不調	同	毎時一丸づつ白湯にて嚥下す	同	同	同	
天王補心丹	同	添精補髓強陰壯陽	同	醋を以てとき服す	同	同	同	
烏龍錠	同	咽喉腫痛、悪瘡	同	毎回一丸宛姜湯にて服す	同	同	同	
寬胸利腸丸	同	飲食不消痞塞	同	毎回一丸宛薄荷油にて服せしむ	同	同	同	
犀角化毒丹	同	小兒積熱	同	毎回一丸炒米湯にて送下す	同	同	同	
消痔肥兒丸	同	小兒脾胃欠調	同	毎時一丸宛を核桃仁と同糖して極爛の後姜湯にて服す	同	同	同	
核桃丸	同	悪心、疝疝、腹氣	同	白湯にて一丸宛のむ	同	同	同	
神効逍遙丸	同	鬱悶、翻胃、帶下	同	毎時一丸宛温酒にて服す	同	同	同	
益母丸	同	耳鳴、中風	同	毎回三匁宛空腹時塩湯で服す	同	同	同	
六味地黄丸	同	盜汗、發熱	同	同	同	同	同	
金精老奴丸	同	陰萎	同	毎回三、四匁白湯にてのむ	同	同	同	
人参養榮丸	同	結核	同	同	同	同	同	

方名	製造所	効能用途	定備	包装	地色	色彩	文字	備考
婦女幸福湯	大同薬房	婦女血症	一、〇〇	箱入	白	赤、青	赤、白	
咳嗽第一丸	大同薬房	治咳潤肺	大洋、三	袋入	同	同	黒	

鎮陽固精丸	同	淋疾	每回三匁を空腹時淡塩水にて服す	同	同	同
神効補天丹	同	五勞七傷	毎回四匁白湯にて服す	同	同	同
明目羊肝丸	同	諸眼疾、強壯劑	朝晩三匁宛茶或菊花煎湯にて服す	同	同	同
搏風順氣丸	同	關節炎、痛風	毎時三匁宛黃酒にて服用す	同	同	同
七製香附子	同	婦人經水不調	毎回二匁淡酢水にて服用す	同	同	同
寧嗽太平丸	同	陰虛、咳嗽、肺癆	毎時一匁白湯にてのむ	同	同	同
殊妙安神丸	同	精神不安	(不老長生の藥)	同	同	同
金匱腎氣丸	同	脾胃虛、腰痛	一切の生冷油膩房事等を忌む	同	同	同
神効紫金丹	同	梅毒	毎日一錠宛服用す	同	同	同
大乙紫金錠	同	惡寒、發熱	五月五日に謹製するものと云ふ	同	同	同
止瀉四神丸	同	不消化、下痢	毎回三匁宛淡麥湯にて服す	同	同	同
虎骨木瓜丸	同	痛風、關節不利	毎二匁淡麥湯或黃酒にて服す	同	同	同
女金丹	同	産前、産後諸症	毎回空腹時黃酒にて服用す	同	同	同
桂附地黄丸	同	老人命門火衰	毎回八、九、一九丸空腹時白湯にて送下す	同	同	同
七製香附丸	同	婦人經水不調	毎回二、三匁を淡酢水にて服す	同	同	同
補中益氣丸	同	頭痛、惡寒、感冒	毎時一匁水にて服用す	同	同	同
人參帰脾丸	同	精神過勞不眠症	龍眼肉紅棗湯にて三匁宛服用す	同	同	同
萬能膏	立止祛癆丸	女福音	勞傷咳血藥	導痰葆肺露	神効止血丸	
平熱散	牛黃清胃丸	五洲大參膏	咳嗽化痰丸	化痰止咳糖	平喘薰氣散	
貢那補益藥	開胃健脾藥	補腎固精藥	風濕立癒藥	女界寶	月月紅	
延齡廣嗣酒	君寧養榮酒	十全大補丸	千金安胎藥	血崩立止藥	閉經養血丸	
調補氣血露	病後調元粉	肋肺呼吸香膠	靈驗乳毒膏	五洲催生丹	小兒培元藥	
潤肺止咳藥	化痰止咳藥	葆肺哮喘藥	急慢驚風藥	至寶肥兒散	小兒回春丹	

清血解毒海波薬	神効白濁薬	下疳消毒薬
花柳掃毒薬	神効白濁丸淋	花柳掃毒丸
下疳消腫膏	横痃消毒膏	風湿立愈薬
平胃止痛薬	神効痞塊薬	立止水瀉薬
紅白痢疾薬	秘製瀉血薬	立止腹瀉丸
霊驗腸紅丸	萬應痢疾丸	清涼消熱散
清涼利便露	開胃消食片	神効退熱散
萬應瘰癧疾丹	立止牙痛薬	明目精琦水
明日至寶丹	安脳頭痛薬	頭暈日眩薬
安治心霊	止痛如神薬	如意寶珍膏
萬應如意油	萬應百寶露	

満洲人向売薬に関する注意

日本売薬中満洲人薬舖に販売さるゝものは彼地にて広告
 宣伝したる所謂有名売薬のみと云ふ状態にて区域相当広く
 販売せらるゝも（仁丹老篤目薬等）商標法の不備に乗じ模
 造賈造も行はるゝ如し、信用ある店舖にては直ちに看破せ
 られ（取引関係内容、包装等に於て）而も信用ある売薬は
 定価は厳正維持せらる。

満洲人向の日本売薬に一段の考慮を払ふ可き点は

一名 称（方名は第一印象なり満洲向売薬

は第一に之を誤てはならぬ）

名称は自己一人よがりの名前を避け満洲国人にわかり易
 くすること、即ち満洲向売薬は名称を見て直ちに其売薬は
 何病に効くかを判別し得る物なること従て満洲人に妙薬視
 せらるゝ漢薬其他は入れ之を票示するの類又日本人にのみ
 判断し得るも満洲人に他の異りたる意味に取らるゝ字句、
 又は語感（主に満洲国語）の悪きを避くること仁丹の如き
 は此意味にて甚だ勝くれるも強て難を云へば満洲人の丹と
 云ふ練り薬即ち丸薬ならぬ嚙劑を想像するのみ。

都て温い感じを与ふる名称を用い事大思想に合致する名
 称を付するを要す、又方名の命名が当て字なる場合例へば
 蠅取薬に「インピレス」の当字に蠅必立死としたるは日本
 人としては「デカンタリ！」と感ぜらるゝも欲を云へば満
 洲人に取りては死なる文字を忌む習慣に考へ及ばざるの憾あ
 り。

又唯単に支那語に発音を模したるものや似せたるものは

最も不可なり。

二 効能書

能書を余り高尚に作り為めに一般満人には珍貴漢文となることあり、日本人の云ふ脚気は満人は水虫と解し、洗面水は「ウドン粉」を洗つた水と訓すべし蓋し面は麴の略字に用い粉末を意味すればなり。

日薬は眼薬水とするを適當となり歯磨粉は擦牙散なり歯は牙と書く日本語は満洲語としては意味の異なる文字あり日本人と支那満洲人とは同文の人種なりと云ふも場合に依る、例へば仮は賈物を指し花子さんは乞食を指す。

漢文は時文と異なる事頗る多く顔は面に非ずして臉なり而とせば体裁の意味となり淨面では化粧品、即ち皮膚病等に用ふる場合意味をなさず即ち長命、福寿、不老長寿に關する文字仁義礼智信の如き道德上の文字図絵、財産利得、繁榮の意味の文字図画。

三 包装

包装は彼等の通弊たる事大主義に極力迎合して内容以上に薬品物を見せる事、例へば満洲人に流行する売薬の包装

としては厚手中紅、外白の紙を用い尚中は馬糞紙にて結構なれば外を色彩濃厚なる単色殊に黄、紅色を喜はれ容量大きく包装すべきである一見して目を驚かす燦然たるもの良し。

四 満人向売薬の定価

定価は主に上層階級に用いらるゝ補薬（催淫剤も含む）は概して高価にして又性病、婦人病の如く他人に対し秘密を欲する薬剤も比較的高価にて支障なきも之に反して下層階級の需要する感冒、点眼、咳薬、外用膏薬の如き大衆向売薬は勿論質の低廉なるにも依るが尚々低廉となし日本人向の二分の一乃至三分の一と心意（マツ）へ支障なからん。即ち現在普通労働者に於て日本人の満人は三分の一乃至四分の一の収入なるを以て月標とすべし而して前述の補薬の如きは却て薬効を確実にし定価を高くするを良適策とす一般に満人向の売薬は何れの製剤にしても味と効力の点にて第一に「ピン」と来る即ち第一印象に於て強き刺激を与へなければならぬ内容を有すべきである。

五 満人の人情風習

満洲は大連、安東、撫順等を除けば水質の良好なるもの少し而も之等の良質地方にても下層民は「ヤカン」に一杯宛の水を購求する従て満人は昔から幼少からの習慣上生水を飲むこと稀なり常に熱き茶水を好む故に冷水にて服用せなければならぬ方剤であつてはならず亦冷水にて服用と書てはならぬ事なり。

食物は如何なる下層民に於ても脂肪の摂取は日本人流より多し日本人と同列に律すべからず糖尿病、高血圧何物ぞ偏へに肥満する事を希ふ、瘡せ薬の売れざる理由あり、日本人と異なり一般に偶数を好む決して一月一日と言はず正月頭と云ふ之も正念頭に置くべし。

(『満洲国の医薬売薬事情』)

六二〇 昭和十二年十二月 全購連売薬の台湾進出と

総督府取締り

富山県売薬の蕃地進出に乗出すべく昨年来富山市千石町に台湾産業製薬会社が設立され着々その成果を収めつつある

が設立当初内地に於て常に全国の配置売薬業者と拮抗的立場にある全購連売薬の製薬元である大阪市の参天堂が台湾産業組合に対し産業組合にして全購連の製薬元である本堂売薬を配給せざる事は不可解なりとして抗議を申込み県売薬の蕃地配薬進出阻止に躍起となつたが台湾産業組合では内地における産業組合ならいざ知らず台湾における産業組合は独立独歩で他からの制肘を毫末も受くる覚えはないとしてこの抗議を一蹴したので台湾における全購連の本県配置売薬阻止問題は一頓挫を来したものの如く見られてゐたが最近に至り今度は参天堂独自でもつて蕃地配薬に乗出し我が既得権すら脅かす状態に至つたので台湾製薬株式会社では本県売薬の真価昂揚のためにも放任し置くわけには行かず数次に亘つて重役会を開き対策をねつた結果、岸岡社長、児玉常務、高井事務長等を渡台せしめることに決定し去る十月上旬右三氏が渡台して台湾総督府はじめ各関係要路者に向つて陳情を試みた結果本県売薬の深き理解を高めるに至り参天堂の不法進出について嚴重なる取締をなすことを確約するに至つた

(宮山口報) 昭和十二年十二月二十四日)

六二 昭和十三年三月 売薬業者の中国進出と団体

統制

更生策に死力を尽して奮闘してゐる県売薬界は新方面打開の一法として満蒙支進出に大意だが、伝統の機構と行商根性がつきまとして時々見苦しい同志討を演じ発展を阻害すること少なくない現状である、それでこの程せめて大陸進出だけでもファインプレーでやりたいと県廣貫堂と満蒙支最寄会がこの程県に対して同方面進出については特に業者一致してやりたいから適當の統制方法を講じて貰ひたいと請願して来た、県でもこれには勿論異存なく乗気になつてゐるが結局統制は業者団体の手にゆだね、各所屬支部經由を満蒙支最寄会導盛会が総元締となつて不正競争排除不良行商行為矯正に乗り出すことになる模様である

(宮山口報) 昭和十三年三月三十一日)

六三 昭和十二年五月 東亞薬業公司の中国進出

中新川郡滑川町東亞薬業公司では県売薬の新販路開拓を旨指し本年五月北支那北京に本拠を置き同市の中心に特約販売店が千店も設けられ十種方劑で二十五万、〇〇部隊〇〇用の二十五万合計五十万貼を売り出し本県がもつ三百年の史的背景と輝く科学日本進出への第一歩を踏み出した、これは内部的の弱さから飛躍發展をせんとする業界の推進であると共に更に一歩進んだ大衆保健の確立に国境を越へた平和に対する国民外交への新段階とも見られ一石二鳥の大事業が着々と進められつゝある事を祝福されてゐる、殊に同公司の専務伊勢才治氏は製劑方法は出征軍人遺家族達の家庭内職に依嘱し戦傷除隊兵を優先的に希望者数名を事務員として採用し近く第二出荷に邁進することになつた、右に關し十一日帰県せる伊勢氏は語る

本県売薬の利く事は確か証明されたが将来税関に係がもつと有利なる事が希望するものゝ一つでありますし兩國民の親善交渉が之れ等によつて進められるとするなら

ば捨石覚悟で邁進する積りである

尚郷土出身兵諸君も頗る元気でありましたとつけ加へてゐた

(「富山日報」昭和十三年八月十五日)

六三 昭和十三年七月 売薬海外進出座談会

昭和十三年七月十一日、売薬界の非常時に直面して幾程かこれが振興運動に寄与せしめむと、富山市在住薬業担当日刊新聞記者団の主催に依り、富山市電気ビル特別室に於て『売薬座談会』を開会せり。当日の出席者は

- △代議士高見之通 △富山県売薬同業組合(組長) 荒木甚助 (副組長) 宮崎乙雄 (評議員) 金尾義信
- 安達敬直 石黒七三 飯倉平兵衛 (代議員会議長)
- 富川保太郎 (事務長) 羽根芳一 (書記) 岩城與六
- △県薬剤師会々長森正英 △富山薬業学校長山下豊三
- △最寄連合会副会長金岡忠治 △富山県衛生課(技師)
- 本庶英猷 △富山支部(相談役) 村田藤太郎 (書記)

- 葛坂清平 △売薬試験場(技師) 館村五三郎 △売薬振興会理事廣瀬重造 △満洲売薬最寄会長長谷川儀作
- △富山県廣貫堂奉天工場長金子義次 △富山薬事新聞社長藤川圭三 (社員) 七高敬次郎諸氏等の業界錚々たる代表及び司会者側の瀧口(北陸タイムス)柴田(北陸日日) 清水(大阪毎日) 松田(北国新聞) 櫻木(富山タイムス) 諸江(高岡新聞)

の各薬事担当記者出席、先づ司会者側の開会の挨拶に次いで座長に、国民健康保険法案にて業界の為め献身的努力せる富山市選出代議士高見之通氏を推し座談会に入り、大要次の如き協議題につきて各自忌憚なき意見の交換を行ひしが、特に富山売薬の北支進出に際し、商工省の助力を乞ふやう特別の手續を執る事とし、座談会の決議に依り県売薬同業組合並に県当局へ善処方建議することとなし、最後に荒木組長より挨拶、座長高見代議士の閉会の挨拶ありて引き続き晚餐会を開き高見代議士より講演聴取し散会せり。

協議問題

一 満支等海外進出につきて

- 一 健康保険実施に依る影響と対策
- 一 全購連売薬官公営売薬の対策
- 一 販売統制（商業組合の設置）
- 一 売薬の内容改善（工業組合の設置）
- 一 宣伝につきて

一 中小資本の合同につきて

一 売薬行商者制限に伴ふ原料供給の見透し如何

（富山県売薬同業組合沿革史）

六四 昭和十三年 中国の売薬状況

方名（名称）商号等

方名は第一印象なり、北支向の売薬は第一に之を誤つてはならぬ。

即ち方名は自分勝手な云は、自己本位で自己が感じの良いと思はるゝものを避ける支那人に喜はるゝ解り易き、方名を見て直ちに何病に効くとかを判別し得る。従て支那人に妙薬視せらるゝ漢薬其他を配合し之を表示すること。都て

温古、長寿、不老、仁義、礼智信、聖賢古聖、事大思想に即したる方名を付す可きであらう。商号も然りで自分の好むものでは不可なり。⑤等支那人には不快感こそあれ無益なり、竜、蝙蝠とか日月とか、聖人像とかの図案は可なりと思はる。

包装容器

包装は先づ原色濃厚色となし内容以上に見せる大きな包装となし、厚紙紅外白内紙、中手紙黄外内黄は喜はる或は金色燦然たるものもよし。

容器でも然りで形大なる紙器にしても金属器にしても図案色彩共彼等の通弊たる事大主義を迎へる様す可きである。

若し出来るならば包装容器が不用視せず廃物利用になる様工夫せば尚更妙であらう。

剤形

一回服用して已に何薬か反応あるもの即ち即効ある様配合し注意し丸散にても日本式よりも大きく量多く色も紅、黄喜はるゝは勿論である。薬の種類にも依りけりであらうが。

効能書

支那人に対する効能書は懇切丁寧細に入り徹を穿ち式でなければならぬ。之は前陳の如く彼等は氣長で殊に病氣には注意深く疑ひ深きが持前であるからである。

書様は日本人に依頼する所謂日本式漢訳は最も嫌はるゝ之れは支那人の氣分を知らないからである。日本人が書いた能書でも一度は必ず真正の支那人に視せて訂正して貰ふ要がある。之れは私は一度失敗した経験があるからである。欲を云へば日本式の活字其のものよりも彼等の好む書体が良いのである。支那は文字の国で文字は凡てを顯し判断の規準として居る様だ。

方名	効能	定價	地色	色彩	補中益氣丸	頭痛感冒	赤白
頭痛健腦靈	健能	〇、三〇	白	青綠	人參保中丸	強壯	〇、三〇 赤
人寶珠珀驚風丸	驚風	〇、二〇	赤	赤	女金丹	強壯	〇、三〇 赤
神効丸	腹痛	〇、二〇	黒	巨丸蠟衣	太補紫金丸	強壯	〇、五〇 白
萬病時症丸	食当り	〇、二〇	赤	赤	立止腹瀉丸	下痢止	〇、二〇 白
靈寶如意丸	驚風	〇、二〇	赤	赤	如意珍寶丸	下痢止	〇、二五 赤
牛黃抱龍丸	感冒	〇、一〇	赤	赤	靈驗退熱散	感冒	〇、一〇 赤
清心半黃丸	感冒	〇、一〇	赤	黒	十全大補丸	強壯	〇、三〇 赤

日	月	紅	膏	藥	〇、一〇	赤	黒	緑
靈寶	催生	丹	強	壯	〇、四〇	白	黒	緑
花柳	掃毒	丸	梅	毒	〇、四〇	白	赤	緑
神効	白濁	藥	淋	病	〇、三〇	黄	紫	緑
立止	牙痛	藥	腹	痛	〇、一〇	黄	紫	緑
明日	管崎	水	眼	藥	〇、一〇	黄	白	緑
止痛	如補	水	眼	藥	〇、一〇	赤	白	緑

北支流行の売薬見本は少数であるが組合本部にも県商工課にも陳列してある故就て見られたし。

北支に於ける売薬広告

北支一帯の庶民階級には尚文化低く教育普及せず新聞、雑誌等は少数の者以外には広告宣伝の要具とならざるべしと聞けり。

故に都市及密集部落にては効果的にして廉価なるは所謂「チンドン屋」式なりとす。即ち一組を十人とし三組位組織し各部署を定めて、旗、喇叭、奇異帽、衣裳にて廻らし後方には即売を為さしむ。尚一組十人以上は警察には不許可なるも三組偶合との申訳にて大勢三十人位一隊とせば

一層効果的にして薬人は一日六十銭位、旗は三十銭、他は一人一日三十銭、大都市にては約七週間位やり良く目立たしむ、広告の直後は売行急増すと目下味の素、仁丹皆此式に依る。

支那人の性質の項に述べたる如く固着性の民族なれば広告にしても説明にしても気長に繰り返しくく支那人の頭へ入念に入れる様な式にやれば後は楽だと思ふ。

本県売薬の北支に進出すべき要点

聖戦に依て更生せる北支の天地に向つて売薬を進出せんとする各営業者は先づ以て一致団結気脈相通じ飽くまで共存共栄で進まねばならぬと思ふ。之が為めに何薬によらず狭き内地の様に無用の競争にのみ浮身をやつさず際涯もなき大陸だ。翻然打つて一丸となり挙県一致価格を統制し一糸乱れざる販売網を張り堂々系統的の商略で進出すべきである。然し商売は活物であるから内地の様に飽和域と北支の如き創生未飽和の天地とは自ら方法が異なるわけで、各個人には自由の天地に自由の実力を展はしめ飽くまで其欲望と努力とを集中せしめなければ新天地の開拓は期せられな

い。凡ては斯線に沿ふて共同統制を為すべきであるまいか。一時的には現在日本人相手として販売を始むべきも結局の目的は支那人に配置するにあるを以て今より製剤は勿論店の販売其他雑役には出来る丈け正直な支那人を使用し之等を通じて先づ進む可きで支那人と握手せんければ問題にならない。支那人向の売薬の販売も都会地より始め一々支那人家庭に向て進むのも必要であるが、大勢を制し大局を握むには天津、北京等を根拠とする大支那人薬店（其店は店の売の売行大きな事も必要だが其店は特に田舎に広く販売網を有する店）を以て資本的に利害的に組合員とすることは必要条件だと思ふ。

北支の天地は事変後混沌として凡てが安定するには日数を要する事であらうが、之が為めには他の事業ならは変化の危険もあらうが売薬は小を集める営業であるから着実に信用一点張りにて進み機に應じ変に処する底の大資本を投げ捨てるのではないから心配はない。尚ほ治安関係や、支那人一流の事大思想に依り軍の宣撫班や支那の新生政府の官庁官吏に了解を得ることも必要と思ふ。唯然し支那人を手先とし

て使用し資本相手として、信用相手として握手するは上々なるも決して製剤の内容や配置の方式を教へてはならぬ。労力や賃金の安き、生活費が日本に比して半分にて足りる支那人に奪はるゝは必定である。現に満洲では日本人は豆腐製造、ラムネ製造、下駄製造等皆支那人に奪はれんとし居る。之れ皆使用人の不用意からである。之に驚き日本の在満昼屋が必死の防止陣を張りつゝあるのである。売薬も心得るべきである。

斯の如く大なる官庁用の売薬を製し官吏系に服用せしめて一般民に及ぼすも可なりだが、亦北支は今後直ちに日支經濟の提携に依り北支の至大なる資源が先決問題であるから日系、支那系の資本家に呼びかけ各工場に各会社に喰ひ込む様富山売薬の準備は近き将来必要だと思ふ。

製剤を統制し日本向と支那向との二様となし、日本人向は原料品の選定及配合、剤形、装置包装等は日本の広告売薬に新薬や独乙製品に優る様な製品となし新開拓地に進出すべきである。支那人向も第一、方名、装置等民情に即応すべきは勿論、原料品の配合法も即効ある様直ちに何等か反

応ある様なものにすべきである。

而して各方面より調査したるに支那人は昔より今日も尚秘かに雄黄を薬劑として使用し居れり。之が隱密の間に民間に使用さるゝ分量は大なるものあり、支那人の雄黄使用癖は乳児より始まり老病に至る、効能は何にでも万病に奇効ありとして居る。

支那人の使用癖は雄黄に次で砒素製劑なり、之れは奥地の山岳地帯より平原地、都会、村落を通じて一種の秘薬として使用さるゝ、蓋し効能は強壯、變質薬、下劑を最とし万病に使用する習慣あり、然し之の二種品は有毒にして免許されざるは勿論なるが之が體質習慣性、効能等は一考すべきである。要は梅毒や結核や阿片中毒等は支那民族の髓を浸蝕するものか、北支に於て吾々が製劑を進出するに最も良いのは大陸乾燥地帯なるを以て内地の如く黴の生ずる事少し従て内容包装等損ずる事も少し要するに富山県の營業者として北支へ進出せんとする者は不要に彼地へ「ストップ」せずに関税の繁や送荷の面倒や喰ひ違いやを除くことが先決で例へば一、二ヶ月前に北支天津の如き根拠へ申込

んで置けは万事手振らで行つて気楽に着いた日からでも商売が出来る様にしたのは私の望みである。道が開かれ利益さへ有れば必ず北支へ行くのである。

万事は事變後の今日は變態性なれば不動の方針は營業今後各自が機に應じ対処すべきであらう。

学生階級は一般に抗口気分なる故注意するを良しとする。

然し商人及一般農労働者は集金も心配なく却て朝鮮人は集金は注意を要すると云はる。

店員は店員が食費持で月二十円位、質を選ぶ要あり盜習ありと。

北支の漢薬

北支の漢薬は其数約四百五十種、漢薬店頭の常備品種は凡そ三百余种である。

漢薬問屋は毎年三、四月頃より一ヶ年所要品を各地に行きて買付予約を為し着荷を待つ各自の連絡には支那得意の商賈を活用する。

其外毎年春秋二回には河北省中部祁州市街に全国的大市が立ち茲で漢薬を売買する特習がある。同地に有名な薬王廟

あり、之に供へた藥は効驗著なりとの信仰あり市は尚益々盛なり、此市場へは外国人は寄付けぬ相である。

北支の漢藥は大體天津に、中南支の物は上海を中心に集まる、今までは漢藥の買付は殆ど日本人でなかつたが今後は邦人の手を伸はず様奨励したい。

北支の漢藥の王座は甘草で之に次ぐものは杏仁、麻黄、阿片であると聞及ぶ。北支に春が訪れると興安嶺麓一帯の野生の甘草を採取すべく農民は徐々と動き始める。採つた生の甘草を赤峰の町の買入商人に運はるゝは五月の節句時分である。

支那の商取引状態並に金融、度量衡

支那人の特性として利の爲めには薄利に甘して如何なる苦勞でもする。海外に働く華僑は其數八百万と称せらる。支那は常に軍閥割拠で治安法治常ならぬ爲めに強き利己心と相俟て卸商よりも小商人に不佞行為、商標侵や模造品が横行さるゝ様であり亦取引商習慣も保守的で、精算は年三回の様である。又商談に於ても七面倒な取定や証書の交換等を嫌ふ風あり、故に其取引には信用調査が最も必要で気長

に商売せねはならぬ。

又支那商人に曰はせるは中華には社会があつて国家が無いと云ふ。事實支那では軍閥相争で国家として商業上に保護を受けられぬからお互に守る結果から同業、同郷、同志協力し一の団体や秘密結社を造り以て商權を守り国家に代りて救済の衷を挙げて居る。

支那固有の漢藥店の如きも系統的に商団を成し外部から絶對に判らぬ様に連絡あり各種の商人或は同業者の集団を商会、商場公所と云い同郷者の集會を會館と云ふ、而して市商会とは日本の商工会議所なり。

金融 去る三月十日北支連合準備銀行の新紙幣の一元と日本の一円と同価で発行され邦人には至つて楽になった。嘗ては各省各市の銀行が各自の紙幣を発行したり殊に金屬貨は支那各省、滿洲、冀東政府、日本貨と様々であり、其間為替差、割引、排日貨の圧迫と相俟つて複雑此上なかつたが、事變後は日本貨は各地で大手を振つて通用され北支の幣制は完全に日本制覇下に歸したのを見た時皇軍の感恩には實に涙が出るのである。

度量衡（市用制）

（重量） 絲、毫、厘、分、錢、兩、斤、担

（容量） 撮、勺、合、升、斗、石

（長度） 毫、厘、分、寸、尺、丈、引、里

〔北支の売薬医業概況〕

六五 昭和十四年二月 売薬輸入統制につき満州国

政府へ陳情

満洲国政府でも今度新たに輸入売薬の統制を行ふことゝなつたので昭和十一年二月より満洲国へ進出し新販路を開拓した富山売薬は昭和十二年には四十三万円となり十三年六十万円突破といふ躍進成績をしめしてゐる大切なお得意先の異変だけに県下同業者はその統制方針如何について身にふりかゝる火の粉として憂慮してゐる、これに対し富山県当局では十四日満洲国々務院民政部衛生司医務科長宛左のごとき陳情書を發し同政府の方針をただしこの回答を求めてさらに将来の富山売薬満洲国進出の新方針を確立するこ

とになつた

（前略）富山売薬は家庭に各種薬品を配置し後日使用せし分のみの代金をうけとる全く民衆本位の商戦により昭和十年八月貴国に同業視察団を送り詳細調査の上十二月二日より廣貫堂の名称下に統制して奉天紅梅町に本拠を置き高貴薬を廉価で配給して來た（中略）貴国の民衆衛生向上に裨益したる功績少しとせざる事を確信してゐる、然るに今回貴国に於て輸入売薬統制強化さるゝの趣きだがその方途如何によつては実に日滿兩國にとつて危惧すべき不利益なる事情も発生する恐れがある、ついでに

△輸入売薬の販売配給統制上の特別機關設置さるゝ哉

△右機關設置せらるゝとせば其内容並に実施期承はりたく

△富山県の特殊配置売薬に対する貴官の忌憚なき御意見承はりたし

右三項について何分の御回答ある様切に御願致し候（下略）

（富山日報）昭和十四年二月十五日

六六 昭和十四年十月 円ブロック向け輸出制限に

つき陳情

陳情書

政府は時局に鑑み物価運賃賃金等の引上げ禁止の応急的措置の爲総動員法第六条、第十一条及び第十九条の発動を發布せらる。其の結果円ブロック向け輸出の激増を来し国内必需品の確保及び第三国向け輸出の必要上去る二十日付商工省令第五十三号により関東州、満洲国及び中華民國向輸出調整に関する省令發布せらるる実に時宜に適したる御措置と吾等業者も亦その主旨を体し国策に協力渾身の努力を惜まざるもの候

然れども本省令全面的適用せらるゝに於ては明治三十一年以来混沌たる情況下に営々辛苦満洲に支那に民衆治療業としてその血汗の偉業をなしたる本県売薬も今次聖戦の目的たる東亞新秩序の確立により一大飛躍を期したるに今法令により現有力を維持するさへ困難なる実状に候吾等業者今日に至る凡ゆる危険と苦難を忍び満洲に支那に築きたる

仁業に対し特に業者の苦衷御推察被下何卒臨時の御措置として法令第二条但し書を適用せられ度左に業者の希望と理由を具し謹しみて陳情候也

記

一 本県配置売薬の円ブロック向け輸出業者の実績証明は過去一ケ年の輸出総額を以て実績として御承認願度

理由

配置売薬の実態として年一回乃至二回時季を定めて發送する關係上、省告示第二五〇号に依る六月一日より八月三十一日に至る間に於ては輸出皆無のもの及び輸出せるを証明すべき証拠書類の紛失せるもの多くこれ等に対し過去一ケ年の輸出総額を以てその実績として御承認被下度

二 本県売薬の内配置売薬の輸出承認は一ケ年の実績を年一回乃至二回に發送し得る様願度

理由

配置売薬は季節物果物類と同様一ケ年の実績の大半を年一回乃至二回に輸出する關係上その輸出承認は年一

回乃至一回に出荷し得る様御配慮願度尚円ブロックよりの少量の註文による出荷に対しては一ヶ年の実績を越えざる範圍に於て時々出荷を御承認願度

昭和十四年十月

富山県売薬同業組合

組長 荒木甚助

商工大臣 伍堂卓雄閣下

〔富山県売薬同業組合沿革史〕

六二七 昭和十五年一月 満州売薬最寄会の輸出制限

撤廃運動

富山県売薬満洲最寄会では十二日午後一時から、県売薬同業組合富山支部に於て臨時帳主会を開催、満洲向輸出売薬制限問題に関し協議した結果、輸出制限令から撤廃方を要路に向つて積極的運動を試みることを中合せた

〔富山日報〕昭和十五年一月十三日

六二八 昭和十五年三月 満州医薬品輸入統制組合発足

日本医薬品移輸出統制会に対応して、全満医薬品輸入業社二十六社を以てなる―三月十日結成を見た満洲医薬品輸入統制組合は当局に組合設立認可申請中であつたが、三月三十一日付認可があつたので愈々四月一日より医薬品輸入並に価格統制を開始した、医薬品の対日輸入は、昨年末以来事実上停頓状態になつてゐるので、事実上の業務開始は、日下東上中の民生部近森技師が厚生省並に日本側統制会に対し、満洲側本年度の需要量につき折衝を行ひその結果をまつて行はれる

〔富山日報〕昭和十五年四月三日

六二九 昭和十五年七月 薩摩組の台湾行商表彰

賞状

明治四十一年ヨリ台湾ニ行商セラルムコト滿三十年ニ達ス

其間誠実業ニ勉メ能ク規約ヲ守リ恪勤精勵植民地ノ売薬普及開発並ニ本島人ノ保健拓殖ニ寄与セラレタル功少カラズ茲ニ当組勤続賞与規定ニ依リ銀盃一個ヲ授与ス

昭和十五年七月二日

薩摩組々長 田中清次郎 印

桑田松次郎殿

(薩摩組「賞罰録」・内藤記念くすり博物館蔵)

三〇 昭和十五年七月 税関出張所の富山駅設置陳

情書

陳情書

昨昭和十四年九月二十日商工省令第五十三号を以て関東州、満洲国、中華民國への輸出調整に係る件発令され、是が実施以来前記地方向輸出品の検閲並に輸出上に於ける手續頗る複雑となり、従つて多大の不便を伴ひ商期を逸するの實状に有之、是が不便除去のため富山駅に税関出張所を設置せられ以て業者の苦境を救済せらるゝ様御鞅旋御尽力を煩

し度く左の事由を具し及陳情候也

事由

従来本県売薬の満洲国向輸出は鉄道便或は大貨物とし陸路朝鮮經由新義州税関に於て通関手續を完了し居りたるに商工省令第五十三号を以て満洲国等への輸出調整に関する件発令相成り同省令第二条に基き売薬も指定せられ輸出の統制を受くる事と相成り候其の後昭和十四年九月二十九日朝鮮に於ても府令を公布せられ其管轄地域内に於ける前一年間の実績に由り輸出承認書を得管轄地域内所在する税関に於て通関し輸出免状を得るにあらざれば輸出し得ざるの現状に有之候

之がため満洲国への陸路輸送貨物は下関税関に於て通関されざるに於ては輸出承認書は無効となり之等貨物が新義州税関に於て留置又は逆送せられ為めに甚大なる損害と信用上に於ける悪影響を蒙る状態に有之候斯の如く輸出手続の欠陥は独り本県のみならず内地全体の問題にして各地の業者間に於ても取扱方法の改善善処方を切に要望せられ之が解決のため本年七月一日より各重要輸出品取扱所に税関

出張所の設置を視たるは輸出手続上の改善に資せられたるものにして業界にとり誠に慶賀の至に堪へざる儀に有之候然して当時富山駅にも税関出張所を設置さるゝやに聞き及びたるに未だ其の実現を視るに至らざるは本県輸出業者の盛衰に多大なる影響を來たすものにして吾等売薬業界亦之が設定を鶴首するものに候而して本県売薬満州困向輸出総額は尅百九万円にして益々増大の趨勢に候

何卒叙上の本県売薬業者の苦衷を御賢察の上是非富山駅に税関出張所を誘置することに御尽力を賜り度く御懇願候也

昭和十五年七月二十七日 富山県売薬同業組合

組長 荒木甚助

富山市長 森 勇 殿

富山商工会議所会頭 金岡又左衛門殿

(「富山県売薬同業組合沿革史」)

六三 昭和十六年九月 北京廣貫堂の設立企画

売薬を通じて国際親善の一役として仏印日ざして一大躍進譜を奏する株式会社廣貫堂では従来の北京出張所に対し愈々積極的に乗り出すべく二十万円の合資会社を組織することに重役会、代議員会で満場一致決議し実現へ邁進することになった、新設の北京廣貫堂は大東亜共榮圏の国策に順応し配置地に店頭売薬をなし殊に軍部方面の宜撫役を承るといふ国策新会社で会社経理令の關係上二十万円の資本であるが、將米は最も有力なる日支合弁事業たるべき重要性が約束づけられて居り本県産業振興に一エボックを画するものとして各方面から多大の期待がかけられてゐる

(「北日本新聞」昭和十六年九月二十三日)

六三 昭和十七年四月 大東亜薬品交易統制株式会社

社創立

第二次世界戦争のため、厚生省は富山売薬業界の機構整備

に関する問題に整備要綱を発表、業界、岩を砕く急流の水よりもなお熾烈にそして弾力に富んだ売薬根生は、伸びんとする要求は何物の障害をも突き破り、その芽を吐き、その根を張らずにいない。脈々として溢るゝ気運は南方進出の気運となり、国策と軌を一にする方向付けとなった。

斯る見地より創立せられたのが大東京取引KKの前身、大東京薬品取引統制株式会社であった。

昭和十七年三月、富山県知事の町村金五氏は、業界の有力者を一堂に参合せしめ、南方薬業懇談会を開催。県当局の斡旋により四月一日輸出関係者、富山県売薬振興団体代表等により創立せられた。

その役員名簿は次の通り。

常務取締役―笹山梅治、長谷川義仁、藤井諭吉

取締役―飯倉平兵衛、中井敏雄、金尾義信、和田英俊、

北野治作、石黒七三

監査役―金岡好造、松井伊兵衛、広瀬重造、金子宗作

(「薬日新聞」昭和四十九年十一月十六日 関野三郎稿)

三三 昭和十七年八月 日泰薬品興業株式会社創立

日本に初めて誕生した日泰合弁会社―日泰薬品興業株式会社は既に泰国民政府の設立認可を得て現地で事業計画を着々進めてゐるのに呼応して日本側では大蔵、外務、厚生各省、企画院、陸海軍部側のほぼ諒解を得たので七日午後二時より中新川郡滑川町滑川会館階上大広間で創立総会を開いた。出席株主百五十二名、泰国民前蔵相サラサス氏病気のため岡氏秘書杉山麟一郎氏、外務省嘱託清水博氏、留岡五郎氏(留岡元警視總監実兄)知事代理小又県商工課長、重杉中新川地方事務所長代理、有川中新町村長会長、滑川警察署長、売薬関係組合代表者その他来賓五十氏出席。国民儀礼について創立委員長八尾菊次郎氏の挨拶あって泰国民ならびに南方共業圏の企業計画方針の経過など報告あり、定款、役員、本社位置など何れも原案通り可決しいよく、医薬品、科学薬品原材料の積極的生産、製造販売、貿易事業を通じ、泰国を中心に南方民族に皇道宣布のため挺身進出の基礎を確立した、かくて知事代理小又県商工課長の告

辞、サラサス氏秘書杉山氏、右川中新川郡町村長会長、その他来賓の祝辞あり午後五時閉会、清水花壇で晚餐をともにし六時散会した、なほ同会社の役員は左の通り

△顧問町村本県知事、料本経済部長、田中警察部長△相

談役小又県商工課長、平山県衛生課長、加藤金次郎、鷹

取嘉三郎△取締役社長八尾菊次郎△取締役深井栄次郎、

宮崎紋三郎、水口與二郎、直谷定次郎、久保角次郎、金

子宗作、金子義次、斎藤清兵衛、橋本一井、宮崎乙雄、

八尾菊次郎△監査役石倉宗義、齋藤吉造、土肥良雄

なほ同社の重役および株主の大部分は現在越中売薬の国内および満支、南洋方面への輸出に自ら挺身してゐる実践家であるが、今回の南方方面の進出による原料生産および製造加工には卓越せる製薬技術および栽培技術を彼地へ自ら運び、泰國大衆の中へと単身とび込んで指導に当り、現地に大規模の工場なども設けるもので、泰國政府の設立許可を得た合弁会社（資本金二百七十万円）の社長はサラサス前蔵相、副社長には近く八尾菊次郎氏が就任するもので何分我國で最初の日泰合弁企業だけに注目を大にしてゐる

〔北日本新聞〕昭和十七年八月二十三日

日泰薬品興業株式会社定款

第一章 総 則

第一条 当会社ハ日泰薬品興業株式会社ト称ス

第二条 当会社ハ大東亞共栄圏ニ於ケル民族ノ保健衛生及

文化工作ニ参加シテ皇道宣布ニ資シ共存共栄ヲ図ル為メ左ノ事業ニ投資スルヲ以テ目的トス

一 各種医療医薬品、化学工業用薬品、売薬及び

衛生材料ノ製造販売並ニ輸出入ノ事業

二 第一項記載ノ各種原料ノ取得栽培並ニ輸出入ノ事業

三 各種化粧品ノ製造販売並ニ輸出入ノ事業

四 前項ノ目的ヲ達スルニ必要ナル諸般ノ事業

第三条 当会社ハ本店ヲ富山県滑川町ニ置キ取締役ノ決議

ヲ以テ必要ニ応ジ適宜ノ地ニ支店又ハ支社ヲ設置スルコトヲ得

第二章 資本及株式

第五条 当会社ノ資本金総額ヲ金拾九万五千円トシ之レヲ
二千九百株ニ分チ老株ノ金額ヲ金五拾円トス

以下省略ス

日泰薬品興業株式会社
昭和拾七年七月十六日
（富山地方裁判所所屬堀江公証人役場
認証ス）

発起人 深井条次郎 野尻幸次郎

八尾菊次郎 土肥良雄

斉藤吉造 杉沢安次郎

斉藤清兵衛 中林徳増

橋本一井 福田栄七

鷹取嘉三郎 久保正雄

金子宗作 村井由次郎

久保角次郎 第一生命化学R.K 代表 鷹取嘉三郎

金子義次 富山県製薬R.K 代表 宮崎乙雄

宮崎政次郎 中新製薬R.K 代表 宮崎紋次郎

車谷定次郎

永口与三次郎

〔滑川市誌資料〕

三四 昭和十七〜二十年 東南アジア進出回顧談

魚が水を得たように、小生のコタラジャ社任は、関係者の協力でスムーズに進んだのである。

ジャランプーラン（散歩大通りの意味）に空家があつたので、この家に室内装飾も派手にして事務所を設営した。付属設備に倉庫、ガレージを設けた。さらに西の方に大きな倉庫を製薬工場に充当するため借り受け、色々な器具を購入した。

また、コタラジャ市内の華僑団体の長（カペラ）と接近、その勢力により、同文同種の都合のよさで、字で言いたり、絵で示したりして、製剤に必要な薬研、石のスリウスや鉢、フルイに匙、楯、秤等、菓を収納する大箱、重湯煎用の鍋、釜、机、椅子、戸棚、それに湯沸コンロ等々、工場に必要な品物を調達してもらった。

四月頃、石橋君の友人に亀山君が当事務所を訪ねて来て、協力を要請された。同君は、アンダマン海、印度洋の情報収集の担当者で、「波機関」に属し、連合軍の海軍の侵攻に

備え、漁民と交わり、海上の謀略に活躍のよしで、よって「立山」の配分請求があった。

同時に駐屯部隊の情報担当の佐藤中尉が訪問され、「立山工作」の主導権、いわゆる指図は同氏を介してのみ行なわれてくれ—との要望があった。

要約すると、管理一切は昭和通商まかせ、出庫の指令は佐藤中尉より出され、同氏の指令書持参者に配分する。なお、佐藤中尉のひきいる要員は、今後、昭和通商社員と名乗り、村落（カンボン）に入り、現地人と接触する旨の連絡がなされた。

思えば、遠路二千里、郷土、富山の葉が海を渡り、陸路、スマトラを縦断し、スマトラ北端のアチエ州において「立山工作」に供せられることは、本望と言わざるを得ない。

誰れが名付けた「立山工作」……。

アチエ州長官が富山県人、情報担当将校が旧制富山中学校卒業生、その提供物件が富山県産物で、三位一体の奇しき因縁を思い出す。

亀山、石橋両君の紹介で知りあった、アチエ人のハッサ

ン（氏名）と関係あるブローカー連中が、銅屑を持参したので、カラニー（番頭格）に秤量させ、買入れ価格表にもとづき代金を支払ったが、その後、続々と取引が行なわれた。

ハッサンと関係ある連中は、蜜ろう、硫黄、肉苁蓉、デンプン粉袋、缶入りの木タール、竜腦、延命草等、原料薬品を持ち込んで来た。

商売繁昌で、ハリバと言う女通訳を介し、カラニーに出納業務をやらせた。

一方、ひまがあると、石橋氏の化学研究所で、基礎剤の溶融温度やら硫黄の可溶性試験を行なった。また女通訳を通じて、民間療法などを聞いた。

現地ではカンアラタという薬草がカゼに好んで用いられるので、その見本を取りよせて薬味試験をやったり、竜腦が西海岸で採集されるので、これは、茴香、車前子にわかり配合したらキナ皮との甘味が相殺されるか、どうか等も研究した。

七月になって、殿村君（現阪神容器医薬品管理部長）、宮

崎君、山口君が赴任して来た。

メンバーが増えたので、工場の職工（クリー）募集に着手した。ありがたいことに、増渕佐平氏の現地妻である、蘇麗銀女史が工場の包装を手伝いたいとの中出があり、同女史を職工の女性監督（ブロンバンマンドル）に任命。アチニ人、ジャバ人、バタック人、メナンカボー人らの女性が多数集り、殿村君が工場主任となって包装作業を訓練した。

アチニ人の男性を製粉工場で働かせたが、統々と男性職工の志願があり、元軍人あがりのアンボン人、トム（氏名）を職工小頭（マンドル）に任命し、男性職工を統率させた。

八月に飯野アチニ州長官が当社のコタラジャ製薬工場を視察に来て、分厚い板に「委託受命・昭和通商株式会社・コタラジャ製薬工場」と揮毫していただいた。これは幅一尺二寸、高さ六尺程の大看板で、その光栄に感激した。

現地製品発売人事異動実施

当工場での製品は、「オバウ・フランビデア（ヒゼンの薬の意味）」とその一つで、これは、全量に対し蜜ろう半

量、四分の一の木タール、沈降硫黄四分の一これに若干のデリ根末を加えて消毒作用を倍加させた。これを貝がらに充てん、レットルを貼り、商品らしく仕上げた。

この薬は、試用として広く政庁に職員として従事する現地人に配ったが、効くといって、白熱的好評を博した。また、胡文虎の万金油の効能書を参考にした。

さらに、キナ皮六〇キロ入り一袋を入手したので、フルイに数回かけて微粉だけを取り、カンアラタ（薬草名）の葉を刻み、こまかくし、それらに竜腦を加えて服みよい散薬とした。

これはマラリヤかぜ薬で名称を「オバット・マラリヤ」と名づけて発売した。

収斂剤の阿仙薬を刻み、これにサンビロト（薬草名）を苦味薬とし、その中に矯味薬の肉荳蔻と印度大麻草の若葉を若干刻み配合して、鎮痛下痢止め薬「オバット（薬）サキト（痛み）プラト（腹）」の名称で発売した。

効能はマレー語で記載。包装意匠は、種々協議の結果、中央に回教徒の寺院を画き、外側縁には幻想的な唐草模様

の雲を表現した図案にした。

用紙は政庁払い下げの記録書類の裏が白紙になったものを利用し印刷させた。

コタラジャ出張所は機構も整備し、ようやく生産も軌道に乗ったので、氏名を指定されなかったが、アチエ政庁へ現地採用の形で出向を求められた。

佐藤所長は、その連絡にパダン市へ出張、その留守の間に、メダン出張所長の佐久間氏がパレンバン出張所長に転任され、その後任に昭和通商満州新京支店の佐野重雄氏（関東軍参謀部第四課主任とのこと）が着任され、管内業務視察にと当事務所に来られた。

同氏の談話中に、たまたま、殿村君を引き抜いて、メダンにも製薬工場を設営すると仄めかされた。

佐藤氏のコタラジャ帰着によって、メンバーが一新された。これは斉藤支店長の英断である。

▽支店長代理、コタラジャ出張所長、兼製薬工場長佐藤芳政▽コタラジャ出張所主任、兼製薬工場技師、立山担当、関野三郎▽アチエ政庁出仕タケゴン（地名）醸造場勤務官

崎宗一郎▽チャラン（地名）分遣、立山担当、資材係山口晃▽メダン出張所勤務殿村利正▽コタラジャ出張所勤務坂東某（第三陣で到着）。

坂東君は支那歴戦の兵隊あがりで、支那語が堪能なため、華僑工作による資材買付け係に専任してもらった。結局、終戦までこのメンバーで通した。

喜ばれたのが医薬品で、日本人と見ると「薬（オバツ）をくれ」というくらいで、明治以来、ジャバ、スマトラは日本売上の信用が高く評価されていた。

兵隊の村落への接触は、必然的に手持衣料である靴下、袴下、下着の放出となった。

また、当工場の財源だが当時、タール軟膏の配分要求が相当あるため、増淵氏と協議の結果、ビールびんを半分に切り！これは丈夫な糸をアルコールに浸し火をつけると簡単に切ることが出来る！コップ大のものをつくり、これに三

〇〇グラム程度を充填して、部隊の宣撫用として配給した。坂東君の活躍で包装用の紙が豊富となったので、支那人街に一軒倉庫を借り、そこで集積した紙に印刷、裁断等し

て、副資材の整備に当った。

山口晃君（富山薬学校出身）が西海岸より蜜ろう、竜腦を入荷させ、これが順調に進んだので、工場は熟練した女職工によって月産一万貼の内服薬が生産出来るまでに飛躍した。

七月にボツダム宣言。八月六日に広島に原爆投下。八日ソ連が対日宣戦布告。九日長崎に原爆投下。十四日御前会議。十五日日本無条件降伏。

八月二十五日、スマトラ全島に終戦の報告があり、日本人全員は九月二日までに、指定地に集結するよう命令があった。

一方工場の方は、増渕氏の現地夫人「蘇麗銀」ならびに男小頭に相談した結果、蘇麗銀一派の華僑が継続して経営したいとの意向申し出があったので、増渕氏とも相談して、工場一さいを権利譲渡の形式をとり、金一封（約五万ルピア）の引きあげ見舞金で工場の設備一切、仕掛品、原材料を引渡した。

なお製品は残り全部、軍政部へ納入「立山」は一切佐藤

中尉が引取り、ここに昭和通商KKコタラジャ出張所を設営二カ年で閉鎖した。

工場の職工には、八月分の給料以外に三カ月の手当を支給し、九月一日から経営主が蘇麗銀にかわったことを発表すると共に、旧来通り継続して勤務されるよう説明した。

ついで經理の整理に入り売上代金の回収、競売の臨時収入等があった、とりあえず、横浜正金銀行の口座借越金を返済した。また、われわれの現地支給額（一カ月食費共五万ルピア）の六カ月宛を支払った。剰余金は三等分して、佐藤、関野、坂東が保管した。

（薬日新聞「昭和四十九年十二月十四日」
五十年一月四日 関野三郎稿）

六三 昭和三十二年五月 富山市薬業貿易振興会規約

富山市薬業貿易振興会規約

第一条 本会は富山市薬業貿易振興会と称する。

第二条 本会は富山市における薬業貿易の振興を図ることを以って目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達するため左の事業を行う。

一 市場の調査

二 貿易情報の交換と普及

三 講演会、懇話会、講習会等の開催

四 輸出見本市に参加及び協力

五 輸出入品の紹介及び宣伝

六 貿易に関する資料の蒐集

七 其他本市薬業の貿易振興上必要な事項

第四条 本会の事務所は富山市商工課内に置く。

第五条 本会は富山市内に在住する医薬品製造、輸出、輸入を営む者及び本会の目的に賛同するものをもって会員とする。

とする。

第六条 会員の資格は入会申込書を提出することによって

生じ、退会の届出によって消滅する。

第七条 本会に左の役員を置く。

会長一名、副会長二名、理事若干名、監事若干名、会長、

副会長は各々理事のうちから互選する。

第八条 役員は総会において選挙し、その任期は二ケ年とする。但し再選を妨げない。

第九条 会長は本会を代表し、会務を総らんとする。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

理事は理事会に出席し、次の事項を議決する。

一 総会に提出する議案

二 その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

監事は会務の執行及び財産の状況を監査し、総会並びに理事会に出席して意見を述べることができる。

第十条 会長は理事会の決議を経て顧問及び参与若干名を推荐し、重要な会務に関し意見を徴することができる。

第十一条 定時総会は毎年五月とし、臨時総会は会長必要と認めるとき、会長がこれを招集する。

第十二条 理事会は随時会長がこれを招集する。

第十三条 本会の議事は総て出席者の過半数によりこれを

決する。可否同数のときは議長がこれを決する。

第十四条 会長は総会の議長となる。

第十五条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金、雑収入をもつてこれに充てる。

第十六条 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第十七条 本会の予算、決算については定時総会にこれを報告し、承認をうけるものとする。

第十八条 本会の事務を処理するため事務局を置くことができる。

(「薬日新聞」昭和三十二年五月十八日)

六三 昭和三十二年十二月 輸出医薬品包装意匠図

案展示会

富山市薬業貿易振興会、富山市主催、富山県、日本区薬療
品輸出組合、富山県薬業連合会、北日本新聞社、薬日新聞
社、家庭薬新聞社等協賛による「輸出医薬品包装意匠図案

展示会」は既報の如く十二月一日から七日までの一週間富

山市商工奨励館において開かれ、左記の県内五社、県外十

四社の商品展示があり、薬業関係者多数參觀し盛会であつた。また期間中毎日午後三時から「アジアと共に」の天然

色映画が上映され人気を博した。

・三共KK 〓 ヨウモトニツクほか

・万有製薬KK 〓 ザルコマイシンほか

・田辺製薬KK 〓 ニツパスカルシウムほか

・山田安民薬房 〓 ロートネオマイ目薬ほか

・わかもと製薬KK 〓 錠剤わかもと

・武田薬品KK 〓 ペンザ、パンビタンほか

・第一製薬KK 〓 アポプロンほか

・藤沢薬品工業KK 〓 テリチオマイシンPほか

・日本新薬KK 〓 メトナミンほか

・森下製薬KK 〓 デアベトンM

・参天堂製薬KK 〓 大学眼薬

・山発産業KK 〓 ペオンほか

・森下仁丹KK 〓 仁丹

・樋屋製菓 KK 〓 奇応丸

▽第一薬品工業 KK 〓 ケロンパス、立山トンプクほか

▽共栄製菓 KK 〓 仁精丹、六神丸ほか

▽KK 広貫堂 〓 麻拉利亜錠、止痢錠ほか

▽三田製菓 KK 〓 パーボン

▽丸三製菓 KK 〓 霊宝丹、恵郎適新

〔薬日新聞〕昭和三十三年十二月七日

六七 昭和二十七年六月 香港セールス日記

▽六月二日

・通勤

朝は八時半頃二階のある市電に乗りオフィスへ出勤します、一階は十セント二階は二十セントです。運転手、車掌共に不精者ぞろいで特に混んでいる時などは人が乗る乗らないに関係なく動き出したりします、日本なら当然問題にされるどころだが香港では日常茶飯事で、彼等を別に批判する傾向もありません。

・チップ

実に見事にチップを受取ります。食事をする時に五百円たべて千円出したとしますと、ボーイは百円札四枚と五十円札二枚を皿に乗せてもって来ます。だからいやでも五十円やらざるを得ません。この事に関するかぎり、気が利いています、チップをやらないと大変ボヤイているようです。

・中国語

大変難解です。私は毎日一時間づつオフィスの孫王さんに夕食後習いますが、サンドイッチが三文治スパゲッテイが伊太利粉です。何故食物のことを書くかと申しますと、なんと云っても昼食を食べる時に欲しいと思っても通じません。

我喜欲吃……。この点線のところが通じなければアウト。したがって、しばらくは三文治、三文治でしまいにはボーイ氏は私の顔を見ただけで「三文治？」どうやらミスターサンドイツチと云った感じでは。

・美人はいるか。そして多いか？

大変な難問題で、美人は少ないです。色は黒く顔の形も悪いです。中国人に云わせると、北京や蘇州の方がキレイだそうです。そして私達日本人の好みに合いません、まして食堂などで、隣りのテーブルの女性が大きな口を開き鶏をガブリとやっていると、もういけません。

・中国の食事

私は毎日夜食は職員の孫さんの家でいただきます。このかぎりにおいては変化もあり、おいしいです。香港で好きなのは食事だけだと云ったら笑われるかも知れませんが、実際私はそう思います。中国にはソバよりもうどんが多いことを初めて知りました。毎日たべるのが楽しみです。通っています。

・住宅

最近の香港は住宅が不足で、アパートには中流階級でも一部屋一家族です。建てた時は三部屋ぐらいで、台所付きだったのでしようが、台所は共有で二〜四家族が一緒に住んでおります。下級になると、一家族がベッド一つだけを借りている状況です。したがって建築ブームで毎

日の新聞広告にビルの告知が出ています。中国大陸からの難民の問題が朝日新聞に出ているのを見ましたが、それ以前に香港は過剰人口を抱えています、横に伸びられないので山の中腹にどんどん立てています「耕して天に到」と云ふ中国の言葉がありました。最近の香港は掘立小屋雲を突くの感じ。です。

▽六月六日

前日に引き続き香港の見たままをお知らせします

・スポーツ

なにぶん香港は狭いですからゴルフ場は、香港、九龍に各一カ所それに競馬場が一カ所です、公園にはバスケット、サッカー、テニスの設備があり中国特に香港ではサッカーが国技のようななかつこうです。五〜六才からサッカーをやり、遊びに行くにもサッカーボールをかかれません。夕方、孫さんの家へ食事に行くのに公園を通りますが、沢山の人がサッカーゲームを見ており、新聞も一頁はサッカーの記事を掲載している。野球は駄目で街のオッサン達にもっぱらサッカーに熱狂しております。

・公園

暑いのと狭い部屋に雑居しているから、夜の公園は大賑いです。家族連れや独身者、アベックなどそれぞれのスタイルで夜をすごしている。宮城前広場など序の口で、チャイナドレスの姉ちゃんや彼氏とチヨウチヨウナンナン。その隣りで子供がサッカー、私はそれを見ながら煙草をぶかり、紅豆冰（ホンドーピン、氷アズキ）波羅冰（ポーロピン、氷パイ）が安くてうまい、一杯六十セント（四十円）

・食事

アパートの二画に三々四世帯が同居している関係上、共同炊事が多いようです。またお客を招待する場合にも宴会などで全然関係の無い人も来ます。例えば、雨さんに招待の口が掛ったとします。「今日本から友人が来ているので都合が悪いです」「なにを云っている、君の友人なら私にとっても友人ではないか、ぜひつれて来い」かくて人数はふえるばかり、あの人をよんで、この人をよばないと云うのはいけならしく、だから香港の食堂は

丸儲けです。大変よく呑み、よくたべます。ナポレオンのブランドー（フランス製で最高級品）をガブガブやっているのを見ると変な気持ちです。

・新聞

最近には確かに社会不安感が強いようで、特に中国との問題がからみますし生活難ですから、若い人達は過去の日本がそうであったと同じような状況におかれております。また自殺が非常に目立ち、大抵はビルからの飛び降りです。原因は失恋が多いとのこと。したがって若い人がほとんどです。ここでは女より男の数が多く、しかも女性には外国の男性に興味を持っているから中国の男性は頭へくるのも当然です。犯罪なども性犯罪が大きく報道されている。しよせん香港は限られた一部のエリートの天国でしかありません。この点、東南アジアでは日本が一番住みよい国で、私が日本人である無しにかかわらず日本の優秀さは格別です。

・端午の節句

六月六日は陰暦の五月五日にあたります、日本のように

鯉のぼりは立てませんが、チマキに似たものを作り、それと卵をゆでて御祝にします。男女に関係なく子供の日で、商店も休業、学校も休みです。私も今日は昼食と夜食に端午節だからと家庭サービズに招かれています。

・頭に来た事

先週の日曜日に船でマカオに行った際のことですが、入国の査証手続きを船の中でやります。一等船客四十名ほどのうち、私が一番最後でした。これは、私が日本人だったからで、ポルトガル政府にとっては、日本は敗戦国で東洋人だとの意識をもっているらしく、朝鮮人の次でした。語学が堪能なら、タンカの一つも切っておドカスのですが……。帰って大学同期の友人で香港東宝の支店長戸田君も同じ扱いを受けたそうで、これだけが、今までのところ頭へ来た唯一の出来ごとです。

▽六月八日

今週はずっと雨にふられっぱなしです。貯水池はまだ十分でないとかで節水をしています。

五日から薬店訪問を始めていますが、毎日ぬれるのでガ

ツカリします。

薬店の訪問は進行中で、大体において好評です。したがってどうやら軌道に乗ったと考えられ、中心部では価格の安いのと七五セントという半ばな価格に苦情を云っています。さすが、妙なもので、この五セントの半ばが消費者にも、店主にも奇異感を与え、注目率を高めているらしい。したがって記憶率から考えれば大変良い政策であると申せませすし、小売店主側から文句がでる理由です。

▽六月十日

香港の薬店についてお知らせします。

①宣伝しないと売れないと言われるのは何故か。

中国の薬店は六〇八割が中国薬と西洋薬の併合店です。薬剤師としての特別の資格は不要のように見受けられます。もしくは簡単な認可制でしょうか。

このことは大変に重要なことです。客に対してその症状を聞いて適当な薬品を推せんすると云うことはあまりしません。したがって指名買いの場合は文句はなく、それを売ればよいわけです。

ところが何んとなく買いにくる人、頭が痛い、腹が痛い——この場合に商品名を消費者が指定しない場合には、日本ならば薬剤師は症状からおしてこれと思うものをすすめます。きわめて良心的です。中国ではそのかわりを中国医(漢方医)がやります。中国医の処方(生薬(漢方薬))で、値段は割合高いようです。西薬、中薬、中医——この三者が共存して一軒の薬店を形成しており、①大衆が無知な点もありましょう。②中国で発生した中薬の魅力もあり、③薬店員の能力の点等が考えられたから一般の西洋薬については、ほとんど知りません。新聞などの広告機関を通して知っておれば買うが、そうでなければ中医と生薬です。したがって宣伝をして大衆がその商品名を記憶して指定してくれなければ売れません。これがいわゆる薬は宣伝をしなければ売れないと言われる大きな原因のように考えます。ただしこれは私個人の見かたです。

②薬店の構成と地位

日本では薬局又は薬店を一般商店とは異った見方をしてゐる。ところが中国では一般商品と同様に差別せず考

えてゐるのではないだろうか。狭い地域ですから薬店と洋服屋、雑貨屋が同居していてもなんとも思っていない。それに商業都市ですから商売に徹していて、五セントでも一〇セントでも儲かればよいという考え方。又金が大切であると云うこと、これが中国人にしみこんでいます。ですから店頭にいる店員も薬品の事を知らなくても商売さえうまければよいのです。こう云ったこともあわせて薬店の地位はあまりよくないと考えられます。

③広告の反応

西医や中医では高くつくせいもあり、新聞広告などで知っていればまずそれを指名して買うように思われます。ですから広告の反応は割合に早く出てくるようです。薬店へ新聞の切りぬきや、薬の空箱をもっていくのを、日本なら笑って見ておれますが、香港では大問題で、彼らはそうする事によって安い金額ですまそうとします。だから無比膏が七五セント(約四八円)だということはおちやんと知っていて、店によっては八〇〜九〇セント一香港ドル(約六四円)で売っていると、大変な騒ぎになる

らしいです。

④店員の質

薬店員の質はよくないです。ゴム風船やタオルが珍しいせいもありますが、ゴム風船をポケットに仕舞いこんだり、私の目の前で紙に五、六コ包んでもって帰ろうとする店員もいます。日本語が通用するなら、どなりつけるところですが国民性というかこんな事をするのは何ともないようです。先日も広告物が送られて来た時も二十本入りタオルが一函そっくり無くなっていて文句を云っても駄目でした。

⑤中医

黒タンの机、椅子にこしかけ、なんとなく荘重なふんいきがあります。私には日本の占師を連想してなりません。生薬の処方なども、薬店とコンビで適当になるようにしているのではないのでしょうか。

⑥問屋

純粹の問屋と云うものの存在がありません。

薬店は小売専門が多いのです。問屋的な仕事は輸入業者

や薬店が、それぞれ個人的な思惑でやっていますので、卸売りとしての一貫した流通ルートはありません。

〔薬日新聞〕昭和三十七年六月十六日・

二十三日 池田嘉重稿